

第三十九回国会
衆議院
内閣委員会
議 録
第 五 号

昭和三十六年十月十二日(木曜日)

午後一時三十九分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君

理事伊能繁次郎君 理事内田 常雄君

理事草野一郎平君 理事堀内 一雄君

理事宮澤 胤勇君 理事飛鳥田一雄君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

伊藤 郷一君 内海 安吉君

大森 玉木君 島村 一郎君

高橋 等君 辻 寛一君

藤原 節夫君 保科善四郎君

緒方 孝男君 田口 誠治君

橋崎弥之助君 山内 広君

出席國務大臣

國務 大臣 福永 健司君

國務 大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

調達庁長官 林 一夫君

總理府事務官 (調達庁総務部) 大石 孝章君

總理府事務官 (調達庁総務部) 沼尻 元一君

總理府事務官 (調達庁総務部) 藤本 幹君

總理府事務官 (調達庁総務部) 松本 幹君

總理府事務官 (調達庁総務部) 松本 幹君

總理府事務官 (調達庁総務部) 松本 幹君

總理府事務官 (調達庁総務部) 松本 幹君

總理府事務官 (調達庁総務部) 松本 幹君

總理府事務官 (調達庁総務部) 久保田栄一君

總理府事務官 (調達庁総務部) 高野藤吉郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 水谷平一郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 新保 実生君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

總理府事務官 (調達庁総務部) 安倍 三郎君

十月十二日

委員岡田利春君辞任につき、その補欠として橋崎弥之助君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員橋崎弥之助君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出第四五号)
連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(石橋政嗣君外十名提出、衆法第一号)
国の防衛に関する件

○中島委員長 これより会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。福永國務大臣。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額をこえない範囲内の額を、第一号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三年以内、第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から二年以内の期間、採用の日から一年を経過することによる額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額二千五百円

二 前号の官職以外の官職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので人事院規則で定めるもの 月額千円

第十二条第二項ただし書中「六百円」を「七百五十円」に、「二百円」を「二百五十円」に改め、同条第三項中「二百円」を「二百五十円」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(端数計算)

第十八条の二 第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び第十六条から前条までに規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の百五十、百分の百二十五又は百分の二十五の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

第十九条中「前四条」を「第十五条から第十八条まで」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の七十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五十」を「百分の百七十」に改める。

第二十二條第一項中「四千七百円」を「四千九百円」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	83,900 ^円	61,100 ^円	41,500 ^円	28,000 ^円	20,800 ^円	16,200 ^円	13,200 ^円	9,100 ^円
2	87,000	64,300	43,900	29,600	22,200	17,300	14,200	9,500
3	90,200	67,500	46,300	31,200	23,600	18,400	15,200	9,900
4	93,400	70,600	48,700	32,800	25,000	19,600	16,200	10,300
5	96,600	73,700	51,100	34,400	26,400	20,800	17,200	10,700
6	99,800	76,800	53,600	36,000	27,800	22,000	18,300	11,400
7	103,000	79,900	56,200	37,600	29,200	23,200	19,400	12,300
8	106,200	83,000	58,700	39,200	30,600	24,400	20,500	13,200
9	109,400	86,100	61,200	40,800	32,000	25,600	21,600	14,100
10		88,500	63,700	42,600	33,400	26,800	22,700	15,000
11		90,400	65,700	44,400	34,800	28,000	23,800	15,900
12		91,900	67,700	46,200	36,100	29,300	24,900	16,800
13		93,400	69,500	48,000	37,200	30,300	25,900	17,700
14			71,000	49,800	38,100	31,300	26,800	18,300
15				51,600	39,000	32,100	27,500	18,900
16				53,200	39,700	32,900	28,200	19,500
17				54,700	40,400	33,600	28,800	20,000
18				56,000	41,100	34,300	29,400	20,500
19				57,100	41,800	35,000		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	22,200 ^円	16,200 ^円	13,300 ^円	9,300 ^円	7,600 ^円
2	23,300	17,200	14,300	9,900	8,000
3	24,400	18,200	15,300	10,500	8,400
4	25,500	19,200	16,200	11,100	8,800
5	26,600	20,200	17,100	11,700	9,300
6	27,700	21,200	18,000	12,500	9,800
7	28,800	22,200	18,900	13,300	10,300
8	29,900	23,100	19,700	14,100	10,800
9	30,900	24,000	20,500	15,000	11,500
10	31,900	24,900	21,200	15,900	12,200
11	32,900	25,800	21,900	16,600	12,900
12	33,800	26,700	22,600	17,200	13,500
13	34,700	27,600	23,200	17,800	14,100
14	35,600	28,400	23,800	18,300	14,600
15	36,500	29,200	24,400	18,800	15,100
16	37,400	29,900	25,000	19,300	15,600
17	38,300	30,500	25,500	19,800	16,100
18	39,100	31,100	26,000	20,300	16,600
19	39,900	31,700	26,500	20,800	17,100
20	40,700	32,300	27,000	21,300	17,600
21	41,400	32,800	27,500	21,800	18,100
22	42,100	33,300	28,000	22,300	18,600
23	42,800	33,800	28,400	22,800	19,100
24	43,500	34,300	28,800	23,300	19,600
25	44,100	34,800	29,200	23,700	20,100
26	44,700	35,300	29,600	24,100	20,600
27	45,300	35,800	30,000	24,500	21,100
28	45,800	36,300	30,400	24,900	21,600
29	46,300	36,800	30,800	25,300	22,000
30				25,700	22,400
31					22,800
32					23,200
33					23,600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職級の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	51,100	41,500	31,200	23,600	18,400	15,200	10,100
2	53,600	43,900	32,800	25,000	19,600	16,200	10,600
3	56,200	46,300	34,400	26,400	20,800	17,200	11,100
4	58,700	48,700	36,000	27,800	22,000	18,300	11,600
5	61,200	51,100	37,600	29,200	23,200	19,400	12,300
6	63,700	53,600	39,200	30,600	24,400	20,500	13,200
7	65,700	55,700	40,800	32,000	25,600	21,600	14,100
8	67,700	57,300	42,600	33,400	26,800	22,700	15,000
9	69,500	58,900	44,400	34,800	28,000	23,800	15,900
10	71,000	60,200	46,200	36,200	29,300	24,900	16,800
11		61,500	48,000	37,700	30,700	26,000	17,700
12		62,800	49,800	38,900	32,100	27,100	18,600
13		64,100	51,600	40,000	32,900	28,100	19,500
14			53,200	40,900	33,700	29,000	20,200
15			54,700	41,800	34,500	29,700	20,800
16			56,000	42,500	35,300	30,400	21,400
17			57,100	43,200	36,000	31,000	
18					36,700	31,600	

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職級の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	51,100	41,500	31,200	20,900	15,200	12,200	10,800
2	53,600	43,900	32,800	22,200	16,300	13,200	11,200
3	56,200	46,300	34,400	23,600	17,400	14,200	11,600
4	58,700	48,700	36,000	25,000	18,500	15,200	12,200
5	61,200	51,100	37,600	26,400	19,700	16,300	13,200
6	63,700	53,600	39,200	27,800	20,900	17,400	14,200
7	65,700	55,700	40,800	29,200	22,100	18,500	15,200
8	67,700	57,300	42,600	30,600	23,300	19,600	16,300
9	69,500	58,900	44,400	32,000	24,500	20,700	17,400
10	71,000	60,200	46,200	33,800	25,700	21,800	18,500
11		61,500	48,000	35,400	26,900	22,900	19,600
12		62,800	49,800	37,000	28,100	24,000	20,700
13		64,100	51,600	38,600	29,400	25,200	21,800
14			53,200	39,900	30,600	26,400	22,900
15			54,700	40,800	31,800	27,600	24,000
16			56,000	41,700	33,000	28,800	25,200
17			57,100	42,400	34,000	30,000	26,400
18				43,100	35,000	31,200	27,500
19				43,800	36,000	32,200	28,600
20				44,500	37,000	33,200	29,600
21				45,200	38,000	34,100	30,600
22					38,800	34,900	31,500
23					39,600	35,700	32,400
24					40,300	36,500	33,100
25					41,000	37,200	33,800
26					41,700	37,900	34,500
27						38,600	35,200
28						39,300	35,800
29							36,400
30							37,000

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	51,100	41,500	31,200	23,600	18,400	15,200	10,400	8,500
2	53,600	43,900	32,800	25,000	19,600	16,200	10,900	8,900
3	56,200	46,300	34,400	26,400	20,800	17,200	11,400	9,400
4	58,700	48,700	36,000	27,800	22,000	18,300	12,200	9,900
5	61,200	51,100	37,600	29,200	23,200	19,400	13,000	10,400
6	63,700	53,600	39,200	30,600	24,400	20,500	14,000	10,900
7	66,700	55,700	40,800	32,000	25,600	21,600	15,000	11,400
8	67,700	57,300	42,600	33,400	26,800	22,700	16,000	11,900
9	69,500	58,900	44,400	34,800	28,000	23,800	17,000	12,800
10	71,000	60,200	46,200	36,200	29,300	24,900	18,000	13,800
11		61,500	48,000	37,700	30,700	26,000	19,000	14,800
12		62,800	49,800	38,900	32,100	27,100	20,000	15,800
13		64,100	51,600	40,000	32,900	28,100	21,000	16,800
14			53,200	40,900	33,700	29,000	22,000	17,800
15			54,700	41,800	34,500	29,700	23,000	18,000
16			56,000	42,500	35,300	30,400	23,900	19,300
17			57,100	43,200	36,000	31,100	24,600	20,000
18					36,700	31,500	25,300	20,700
19					37,400	32,500	26,000	21,400
20					38,100	33,100	26,700	22,100
21						33,700	27,400	22,700
22						34,300	28,100	23,300
23							28,700	23,900
24							29,300	24,500
25							29,900	25,100

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	44,100	30,900	23,000	16,500	10,900
2	46,700	32,800	24,500	17,800	11,300
3	49,300	34,700	26,100	19,100	12,000
4	51,900	36,600	27,700	20,400	12,900
5	54,500	38,500	29,300	21,700	14,100
6	57,100	40,400	30,900	23,000	15,300
7	59,600	42,300	32,500	24,300	16,500
8	62,100	44,100	34,100	25,600	17,600
9	64,600	45,900	35,700	26,900	18,700
10	67,100	47,700	37,300	28,200	19,800
11	69,200	49,500	38,900	29,500	20,900
12	70,800	51,300	40,500	30,800	22,000
13	72,300	53,100	41,700	31,900	22,900
14	73,600	54,700	42,900	33,000	23,800
15	74,900	56,000	43,900	33,900	24,700
16	76,200	57,300	44,900	34,800	25,600
17	77,500	58,400	45,800	35,700	26,500
18			46,700	36,500	27,400
19				37,300	28,100
20				38,100	28,800
21					29,500
22					30,100
23					30,700
24					31,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	23,000	17,100	12,200	8,600
2	24,300	18,200	13,100	9,100
3	25,600	19,400	14,100	9,600
4	26,900	20,600	15,100	10,200
5	28,200	21,800	16,100	10,800
6	29,500	23,000	17,100	11,400
7	30,800	24,200	18,200	12,200
8	32,100	25,400	19,300	13,000
9	33,400	26,600	20,400	13,800
10	34,600	27,800	21,500	14,700
11	35,700	29,000	22,600	15,700
12	36,700	30,200	23,700	16,700
13	37,700	31,200	24,500	17,700
14	38,700	32,200	25,300	18,700
15	39,700	33,100	26,100	19,700
16	40,700	34,000	26,900	20,500
17	41,700	34,800	27,700	21,200
18	42,700	35,500	28,500	21,800
19	43,600	36,200	29,200	22,400
20	44,500	36,900	29,900	23,000
21	45,400	37,500	30,600	23,600
22	46,300	38,100	31,300	24,200
23	47,200	38,700	31,900	24,800
24	48,000	39,300	32,500	25,400
25	48,800	39,900	33,100	26,000
26	49,600		33,700	26,600

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	83,900	41,100	27,800	22,500	14,700	10,700
2	87,000	43,700	29,700	24,100	15,900	11,400
3	90,200	46,300	31,600	25,700	17,100	12,300
4	93,400	48,900	33,500	27,300	18,300	13,200
5	96,600	51,500	35,400	28,900	19,600	14,200
6	99,800	54,100	37,300	30,500	20,900	15,300
7	103,000	56,700	39,200	32,100	22,200	16,400
8	106,200	59,300	41,100	33,700	23,500	17,500
9	109,400	61,900	43,000	35,300	24,800	18,700
10		64,500	44,900	36,900	26,100	19,900
11		67,100	46,800	38,500	27,500	21,200
12		69,700	48,700	40,100	28,900	22,500
13		72,300	50,600	41,700	30,300	23,800
14		74,900	52,500	43,300	31,700	25,100
15		77,500	54,400	44,900	32,900	26,300
16		79,600	56,300	46,500	34,100	27,500
17		81,700	58,200	48,100	35,300	28,600
18		83,800	59,900	49,700	36,400	29,700
19		85,800	61,500	51,300	37,500	30,800
20		87,800	63,100	52,900	38,600	31,800
21		89,700	64,500	54,400	39,700	32,800
22		91,600	65,900	55,900	40,800	33,800
23		93,400	67,100	57,300	41,800	34,700
24			68,300	58,600	42,800	35,600
25				59,900	43,700	36,400
26				61,100	44,600	37,200
27				62,200	45,500	38,000
28				63,200	46,400	

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の19号俸から28号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	34,500 ^円	14,700 ^円	9,900 ^円
2	36,200	15,700	10,300
3	37,900	16,700	10,700
4	39,600	17,800	11,400
5	41,300	18,900	12,200
6	43,000	20,000	13,100
7	45,000	21,300	14,100
8	47,000	22,600	15,200
9	49,000	23,900	16,300
10	51,000	25,200	17,400
11	53,000	26,500	18,500
12	55,000	27,800	19,700
13	57,000	29,100	20,900
14	59,000	30,400	22,100
15	61,000	31,700	23,300
16	63,000	33,100	24,500
17	65,000	34,500	25,600
18	66,700	35,900	26,700
19	68,300	37,300	27,800
20	69,700	38,700	28,900
21	71,100	40,100	30,000
22	72,300	41,500	31,000
23	73,500	43,200	31,900
24		44,900	32,700
25		46,600	33,500
26		48,300	34,300
27		50,100	34,900
28		51,900	35,500
29		53,700	36,100
30		55,500	36,700
31		56,800	37,300
32		58,100	
33		59,400	
34		60,500	
35		61,600	
36		62,700	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	27,100 ^円	11,400 ^円	9,900 ^円
2	28,400	12,500	10,300
3	29,700	13,600	10,700
4	31,100	14,700	11,400
5	32,500	15,600	12,200
6	33,900	16,500	13,100
7	35,300	17,500	14,000
8	36,700	18,500	15,000
9	38,100	19,500	16,000
10	39,800	20,700	17,000
11	41,500	21,900	18,000
12	43,200	23,200	19,000
13	44,900	24,500	20,000
14	46,600	25,800	21,100
15	48,300	27,100	22,200
16	50,100	28,400	23,300
17	51,900	29,700	24,400
18	53,700	31,000	25,200
19	55,500	32,300	26,000
20	56,800	33,600	26,800
21	58,100	34,900	27,600
22	59,400	36,200	28,300
23	60,500	37,500	29,000
24	61,600	38,700	29,700
25	62,700	39,900	30,300
26	63,600	41,100	
27	64,500	42,300	
28		43,500	
29		44,700	
30		45,900	
31		47,000	
32		48,100	
33		49,200	
34		50,200	
35		51,200	
36		52,100	
37		52,900	
38		53,700	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	83,900	37,900	22,900	13,500	10,700	9,100
2	87,000	39,800	24,400	14,600	11,500	9,500
3	90,200	41,700	25,900	15,800	12,500	9,900
4	93,400	43,600	27,400	17,000	13,500	10,300
5	96,600	45,500	28,900	18,300	14,600	10,700
6	99,800	47,400	30,400	19,600	15,700	11,500
7	103,000	49,700	31,900	20,900	16,900	12,500
8	106,200	52,000	33,400	22,200	18,100	13,500
9	109,400	55,100	34,900	23,500	19,300	14,500
10		58,200	36,400	24,800	20,500	15,500
11		61,300	37,900	26,200	21,700	16,500
12		64,400	39,400	27,600	22,900	17,500
13		67,500	40,900	29,000	24,100	18,400
14		70,600	42,400	30,400	25,400	19,200
15		73,700	43,900	31,800	26,700	19,800
16		76,800	45,400	33,200	28,000	20,400
17		79,400	46,900	34,600	29,300	21,000
18		82,000	48,400	36,000	30,600	21,600
19		83,900	49,800	37,400	31,600	
20		85,500	51,200	38,800	32,600	
21		87,000	52,600	40,200	33,600	
22		88,500	54,000	41,600	34,600	
23			55,200	42,800	35,600	
24			56,400	44,000	36,500	
25			57,600	45,200	37,300	
26			58,600	46,200	38,100	
27			59,600	47,100	38,900	
28				48,000	39,600	
29				48,900	40,300	
30				49,700		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	83,900	55,600	39,200	27,800	17,100
2	87,000	58,100	41,500	29,700	18,300
3	90,200	60,600	43,800	31,600	19,600
4	93,400	63,100	46,100	33,500	20,900
5	96,600	65,600	48,400	35,400	22,500
6	99,800	68,100	50,800	37,300	24,100
7	103,000	70,600	53,200	39,200	25,700
8	106,200	73,100	55,600	41,100	27,300
9	109,400	75,600	58,000	43,000	28,900
10		78,100	60,400	44,900	30,500
11		80,100	62,800	46,800	32,100
12		82,100	65,200	48,700	33,700
13		83,800	66,900	50,600	35,300
14		85,500	68,600	52,500	36,900
15		87,000	70,100	54,400	38,500
16		88,500	71,600	55,900	40,100
17			73,000	57,400	41,700
18			74,300	58,700	43,300
19			75,600	60,000	44,900
20				61,300	46,500
21				62,500	47,900
22				63,600	49,300
23				64,700	50,600
24					51,800
25					52,800
26					53,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	45,200	32,300	18,100	13,200	10,700	9,500
2	47,800	34,200	19,500	14,100	11,400	9,900
3	50,400	36,100	20,900	15,100	12,300	10,300
4	53,000	38,000	22,300	16,100	13,200	10,700
5	55,700	39,800	23,700	17,100	14,100	11,400
6	58,400	41,600	25,100	18,100	15,100	12,300
7	61,000	43,400	26,500	19,300	16,100	13,200
8	63,000	45,200	27,900	20,500	17,100	14,100
9	65,000	47,000	29,300	21,700	18,100	14,800
10	66,600	48,800	30,700	22,900	19,100	15,400
11	68,200	50,500	32,100	24,100	20,100	16,000
12	69,700	51,900	33,500	25,300	21,200	16,600
13	71,000	53,200	34,900	26,500	22,300	17,100
14		54,300	36,300	27,700	23,400	
15		55,400	37,500	28,900	24,500	
16		56,500	38,600	30,000	25,500	
17			39,700	31,000	26,400	
18			40,600	31,800	27,300	
19			41,500	32,600	27,900	
20			42,300	33,400	28,500	
21			43,100	34,200	29,100	
22				35,000	29,700	
23				35,700	30,300	
24				36,400		
25				37,100		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	24,500	18,200	12,500	9,900
2	25,900	19,400	13,400	10,500
3	27,300	20,600	14,300	11,100
4	28,700	21,900	15,200	11,700
5	30,100	23,200	16,200	12,500
6	31,500	24,500	17,200	13,300
7	32,900	25,800	18,200	14,200
8	34,300	27,100	19,200	15,100
9	35,700	28,400	20,200	16,000
10	37,000	29,700	21,200	16,900
11	38,300	31,000	22,200	17,800
12	39,600	32,300	23,200	18,500
13	40,900	33,400	24,100	19,200
14	42,200	34,500	24,900	19,900
15	43,400	35,300	25,700	20,500
16	44,600	36,100	26,400	21,000
17	45,800	36,800	27,100	21,500
18	46,700	37,500	27,700	22,000
19	47,600	38,200	28,300	22,500
20	48,500	38,900	28,900	
21	49,300	39,600	29,500	
22	50,100	40,300		
23	50,900	40,900		
24	51,700	41,500		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

改正前の法の規定によりその者が受ける号俸が附則別表第二に掲げられている場合においてはその号俸に対応する同表に掲げる号俸とし、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸が同表に掲げられていない場

6 月額を受ける期間に通算する。
教育職俸給表(二)の適用を受ける職員で、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第百五十号)附則第五項の規定の適用を受けたもの及び人事院が定めるものに對

る最初又はその次の法第八條第六項又は第八項の規定の適用については、予算の範囲内で、人事院の定めるところにより、通じて十二月をこえない範囲内で同条第六項又は第八項に規定する期間（以下この項において「昇給期間」という。）を短縮することができる。九

以外の職員で、新たに職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸をこえる俸給月額を受けることとなつたもの又はその受ける職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸をこえる俸給月額について異動のあつたものの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日に

り、必要な調整を行なうこととなる。

11 附則第二項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなる職員で、切替日における俸給月額が切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額(以下

この項において「基準額」といふに達しないものに対しては、その差額を、その者の受ける俸給月額が基準額に達するまでの間（次項の規定の適用を受ける者にあつては、当該適用を受けることとなるまでの間）、支給する。

12 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに行政職俸給表(二)の適用を受けるタイプリスト等となつた者及び行政職俸給表(二)の適用を受けるタイプリスト等でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあつたもので、当該適用又は異動の日における俸給月額が当該適用又は異動の日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「新職員等の基準額」という。）に達しない者に対しては、その差額を、人事院の定めるところにより、その者の受ける俸給月額が新職員等の基準額に達するまでの間、支給する。

13 前二項の規定により差額の支給を受ける職員に対する法の規定の適用については、同法に規定する俸給には当該差額を含むものとし、同法第十条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第十二号）附則第十一項又は附則第十二項の規定による差額との合計額」とする。

14 切替日以後施行日の前日までの間に、この法律の規定により受けることとなつた号俸又は俸給月額に対応する昭和三十三年改正法附則第十七項から附則第十九項までの規定によるときは、その者（同法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定の適用を受ける者を除く。）の暫定手当の月額は、これらの規定による暫定手当の月額（以下「旧暫定手当月額」という。）に達しないこととなる期間がある職員（昭和三十三年改正法附則第二十一項又は附則第二十三項の規定の適用を受ける職員を除く。）については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもつて、その者のその期間に係る同法附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の月額とみなす。

15 施行日の前日における職員の旧暫定手当月額が、同日における昭和三十三年改正法附則第十七項から附則第十九項までの規定によるその者の暫定手当の月額をこえるときは、その者（同法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定の適用を受ける者を除く。）の暫定手当の月額は、これらの規定による暫定手当の月額（以下「旧暫定手当月額」という。）に達しないこととなる期間がある職員（昭和三十三年改正法附則第二十一項又は附則第二十三項の規定の適用を受ける職員を除く。）については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもつて、その者のその期間に係る同法附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の月額とみなす。

16 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づき命令に従つて定められたものでなければならぬ。

17 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに関し必要な事項は、人事院規則で定める。（給与の内払）

18 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

19 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項第一号中「行政職俸給表(二)」の下に「及び研究職俸給表」を加える。

附則別表第一 附則第二項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなる職員
の職務の等級の切替表

切替日の前日において職員が属する行政職俸給表(二)の職務の等級	切替日における行政職俸給表(一)の職務の等級
1 等	6 等
2 等	6 等
3 等	7 等
4 等	8 等
5 等	8 等

附則別表第二 附則第二項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなる職員
の号俸の切替表

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1 号	6 号
2 号	7 号

3 号	俸	8 号	俸
4 号	俸	9 号	俸
5 号	俸	10 号	俸
6 号	俸	11 号	俸
7 号	俸	12 号	俸
8 号	俸	13 号	俸
9 号	俸	14 号	俸
10 号	俸	15 号	俸
11 号	俸	16 号	俸
12 号	俸	17 号	俸
13 号	俸	18 号	俸

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1 号	1 号
2 号	2 号

3	号	俸	3	号	俸
4	号	俸	4	号	俸
5	号	俸	5	号	俸
6	号	俸	5	号	俸
7	号	俸	6	号	俸
8	号	俸	7	号	俸
9	号	俸	8	号	俸
10	号	俸	9	号	俸
11	号	俸	10	号	俸
12	号	俸	10	号	俸
13	号	俸	11	号	俸
14	号	俸	12	号	俸
15	号	俸	12	号	俸
16	号	俸	13	号	俸
17	号	俸	14	号	俸
18	号	俸	14	号	俸
19	号	俸	15	号	俸
20	号	俸	15	号	俸
21	号	俸	16	号	俸
22	号	俸	17	号	俸
23	号	俸	17	号	俸
24	号	俸	18	号	俸
25	号	俸	19	号	俸
26	号	俸	19	号	俸

ハ 切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の3等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切 替 日 に お け る 号 俸
1 号 俸	1 号 俸
2 号 俸	2 号 俸
3 号 俸	3 号 俸
4 号 俸	4 号 俸
5 号 俸	5 号 俸
6 号 俸	6 号 俸
7 号 俸	7 号 俸
8 号 俸	7 号 俸
9 号 俸	8 号 俸
10 号 俸	8 号 俸
11 号 俸	9 号 俸

12	号	俸	10	号	俸
13	号	俸	10	号	俸
14	号	俸	11	号	俸
15	号	俸	12	号	俸
16	号	俸	12	号	俸
17	号	俸	13	号	俸
18	号	俸	13	号	俸
19	号	俸	14	号	俸
20	号	俸	14	号	俸
21	号	俸	15	号	俸
22	号	俸	16	号	俸
23	号	俸	16	号	俸
24	号	俸	17	号	俸
25	号	俸	18	号	俸
26	号	俸	18	号	俸

ニ 切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の4等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切 替 日 に お け る 号 俸
1 号 俸	1 号 俸
2 号 俸	2 号 俸
3 号 俸	3 号 俸
4 号 俸	4 号 俸
5 号 俸	6 号 俸
6 号 俸	7 号 俸
7 号 俸	8 号 俸
8 号 俸	9 号 俸
9 号 俸	10 号 俸
10 号 俸	11 号 俸
11 号 俸	12 号 俸
12 号 俸	12 号 俸
13 号 俸	13 号 俸
14 号 俸	14 号 俸
15 号 俸	15 号 俸
16 号 俸	15 号 俸
17 号 俸	16 号 俸
18 号 俸	17 号 俸
19 号 俸	18 号 俸

ホ 切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の5等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切 替 日 に お け る 号 俸
5 号 俸	1 号 俸
6 号 俸	2 号 俸
7 号 俸	3 号 俸
8 号 俸	4 号 俸
9 号 俸	5 号 俸
10 号 俸	6 号 俸
11 号 俸	7 号 俸
12 号 俸	8 号 俸
13 号 俸	9 号 俸
14 号 俸	10 号 俸
15 号 俸	10 号 俸
16 号 俸	11 号 俸
17 号 俸	11 号 俸
18 号 俸	12 号 俸
19 号 俸	12 号 俸
20 号 俸	13 号 俸
21 号 俸	14 号 俸
22 号 俸	15 号 俸
23 号 俸	15 号 俸
24 号 俸	16 号 俸
25 号 俸	17 号 俸
26 号 俸	18 号 俸

附則別表第三 研究職俸給表の適用を受ける職員の職務の等級の切替表

切替日の前日において職員が属する職務の等級	切 替 日 に お け る 職 務 の 等 級
1 等 俸	1 等 俸
2 等 俸	2 等 俸
3 等 俸	2 等 俸
4 等 俸	3 等 俸
5 等 俸	4 等 俸
6 等 俸	5 等 俸
7 等 俸	6 等 俸

附則別表第四 研究職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

イ 切替日の前日においてその属する職務の等級が1等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切 替 日 に お け る 号 俸
1 号 俸	1 号 俸
2 号 俸	2 号 俸
3 号 俸	3 号 俸
4 号 俸	4 号 俸
5 号 俸	5 号 俸
6 号 俸	6 号 俸
7 号 俸	7 号 俸
8 号 俸	8 号 俸

ロ 切替日の前日においてその属する職務の等級が2等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切 替 日 に お け る 号 俸
1 号 俸	8 号 俸
2 号 俸	9 号 俸
3 号 俸	10 号 俸
4 号 俸	11 号 俸
5 号 俸	12 号 俸
6 号 俸	13 号 俸
7 号 俸	14 号 俸
8 号 俸	15 号 俸
9 号 俸	16 号 俸
10 号 俸	17 号 俸
11 号 俸	18 号 俸
12 号 俸	19 号 俸
13 号 俸	20 号 俸
14 号 俸	21 号 俸

ハ 切替日の前日においてその属する職務の等級が3等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切 替 日 に お け る 号 俸
1 号 俸	1 号 俸
2 号 俸	2 号 俸
3 号 俸	3 号 俸
4 号 俸	4 号 俸
5 号 俸	5 号 俸
6 号 俸	6 号 俸
7 号 俸	7 号 俸

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
8 号 俸	8 号 俸
9 号 俸	9 号 俸
10 号 俸	10 号 俸
11 号 俸	11 号 俸
12 号 俸	11 号 俸
13 号 俸	12 号 俸
14 号 俸	13 号 俸
15 号 俸	13 号 俸
16 号 俸	14 号 俸

ニ 切替日の前日においてその属する職務の等級が4等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1 号 俸	4 号 俸
2 号 俸	5 号 俸
3 号 俸	6 号 俸
4 号 俸	7 号 俸
5 号 俸	8 号 俸
6 号 俸	9 号 俸
7 号 俸	10 号 俸
8 号 俸	11 号 俸
9 号 俸	12 号 俸
10 号 俸	13 号 俸
11 号 俸	14 号 俸
12 号 俸	15 号 俸
13 号 俸	16 号 俸
14 号 俸	17 号 俸
15 号 俸	18 号 俸
16 号 俸	19 号 俸
17 号 俸	20 号 俸
18 号 俸	21 号 俸
19 号 俸	22 号 俸
20 号 俸	23 号 俸
21 号 俸	24 号 俸
22 号 俸	25 号 俸
23 号 俸	26 号 俸

ホ 切替日の前日においてその属する職務の等級が5等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1 号 俸	3 号 俸
2 号 俸	4 号 俸
3 号 俸	5 号 俸
4 号 俸	6 号 俸
5 号 俸	7 号 俸
6 号 俸	8 号 俸
7 号 俸	9 号 俸
8 号 俸	10 号 俸
9 号 俸	11 号 俸
10 号 俸	12 号 俸
11 号 俸	13 号 俸
12 号 俸	14 号 俸
13 号 俸	15 号 俸
14 号 俸	16 号 俸
15 号 俸	17 号 俸
16 号 俸	18 号 俸
17 号 俸	19 号 俸
18 号 俸	20 号 俸
19 号 俸	21 号 俸
20 号 俸	22 号 俸
21 号 俸	23 号 俸
22 号 俸	24 号 俸
23 号 俸	25 号 俸
24 号 俸	26 号 俸
25 号 俸	27 号 俸
26 号 俸	28 号 俸
27 号 俸	29 号 俸

ヘ 切替日の前日においてその属する職務の等級が6等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1 号 俸	4 号 俸
2 号 俸	5 号 俸
3 号 俸	6 号 俸
4 号 俸	7 号 俸
5 号 俸	8 号 俸

6	号	俸
7	号	俸
8	号	俸
9	号	俸
10	号	俸
11	号	俸
12	号	俸
13	号	俸
14	号	俸
15	号	俸
16	号	俸
17	号	俸
18	号	俸
19	号	俸
20	号	俸
21	号	俸
22	号	俸
23	号	俸
24	号	俸
25	号	俸

ト 切替日の前日においてその属する職務の等級が7等級である者		
切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸	俸
1 号	1 号	俸
2 号	2 号	俸
3 号	3 号	俸
4 号	4 号	俸
5 号	5 号	俸
6 号	6 号	俸
7 号	7 号	俸
8 号	8 号	俸
9 号	9 号	俸
10 号	10 号	俸
11 号	11 号	俸
12 号	12 号	俸
13 号	13 号	俸
14 号	14 号	俸
15 号	15 号	俸
16 号	16 号	俸
17 号	17 号	俸

理 由

人事院の国会及び内閣に対する昭和三十六年八月八日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、給調整手当及び通勤手当の改定を行なうとともに、あわせて所要の規定の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福永国務大臣 ただいま議題となりました。一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

本年八月八日、人事院は、国会及び内閣に対し、一般職国家公務員の俸給表を全面的に改善し、期末手当を増額し、初任給調整手当及び通勤手当を改定すべきことを勧告いたしましたのでありますが、政府といたしまして慎重に検討を重ねました結果、これを実施する

ことが妥当であるとの結論に達しましたので、本法について所要の改正を行なうとするものであります。

すなわち、第一に、全俸給表の全等級を通じて、人事院勧告通り、俸給月額を現行の俸給月額よりおおむね千円ないし三千円程度増額いたしますことといたしました。特に研究職俸給表につきましては、研究職の特殊性にかんがみまして、従来七等級構成とされておりました等級区分を六等級構成に改めまして、職員の研究能力等に応じて昇格できるよう改善を行ないました。これらの改善によりまして、本法の適用を受ける一般職国家公務員の全職種平均の給与水準は、おおむね七・一％上昇いたしますこととなります。

第二に、六月十五日に支給する期末手当の額を〇・二月分増額いたしました。〇・九五月分とするものと、十二月十五日に支給する期末手当の額も〇・二月分増額いたしました。一・七月分とするものといたしました。

第三に、科学技術振興の趣旨に沿い本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますことと、新たに、専門的知識を必要とし、採用による欠員の補充について、特別の事情があると認められる他の官職に採用される職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第四に、通勤手当につきまして、交通機関等の利用者に対する支給額の最高限を、月額六百円から七百五十円に引き上げるとともに、自転車等の使用者に対する支給額を月額百円から二百円に増額いたしました。

第五に、俸給月額改定のに伴いまして、委員、顧問、参事等の非常勤職員に対する手当の支給額の最高限を、日額四千七百円から四千九百円に引き上げることといたしました。

第六に、給与支給事務の効率化をはかるために、勤務一時間当たりの給与額等の端数計算につきまして、簡素化を行なうことといたしました。

なお、本法に附則を設けまして、俸給の切りかえ方法および切りかえに伴う措置を規定いたしますとともに、昭和三十三年当時行なわれましたいわゆる高学歴是正との権衡を考慮し、この際、昭和三十三年四月一日以降の新制大学以上の学歴取得者に対しましては、前回に準じて措置いたしましたことといたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容につきまして改正を行なうとするものであります。人事院勧告において、本年五月一日とすることを適当と考えることとされました実施時期につきましては、現下の経済情勢等にかんがみまして、これを本年十月一日とすることとし、初任給調整手当の改定に關する規定は、昭和三十三年四月一日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○中島委員長 次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。藤枝防衛庁長官。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「二千五百八十五円」を「三千百円」に改める。

第二十五条第二項中「四千五百円」を「五千円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議長	官職 等級 号俸	参事官等		
		1 等級	2 等級	3 等級
俸給月額	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
124,000	1	68,600	46,500	24,900
	2	72,100	49,200	26,500
	3	75,600	51,900	28,100
	4	79,100	54,600	29,700
	5	82,600	57,400	31,400
	6	86,100	60,200	33,200
	7	89,600	63,000	35,000
	8	93,100	65,800	36,800
	9	96,600	68,600	38,600
	10	99,300	71,400	40,400
	11	101,400	73,700	42,200
	12	103,100	76,000	44,000
	13	104,800	77,900	45,800
	14		79,600	47,800
	15			49,800
	16			51,800
	17			53,900
	18			55,900
	19			57,900
	20			59,700
	21			61,300
	22			62,800
	23			64,000

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
23,800 ^円	21,000 ^円	16,700 ^円	14,100 ^円	12,900 ^円	10,700 ^円	9,500 ^円	8,600 ^円	8,000 ^円
25,200	21,700	18,000	15,300	14,000	11,800	10,100		
26,600	22,400	19,200	16,600	15,200	12,900	10,600		
28,100	23,600	20,500	17,900	16,500	14,000	11,200		
29,600	25,000	21,900	19,200	17,800	15,100			
31,100	26,400	23,300	20,500	18,900	16,200			
32,600	27,800	24,700	21,900	19,900				
34,100	29,100	26,000	23,300	20,800				
35,600	30,500	27,400	24,500	21,600				
36,900	31,900	28,700	25,600	22,400				
38,100	33,300	30,000	26,600					
39,300	34,700	31,100	27,500					
40,400	35,800	32,200	28,400					
41,400	36,900	33,300	29,200					
42,300	38,000	34,400	30,000					
43,200	38,900	35,300						
	39,800	36,200						
	40,700	37,100						
	41,600	37,900						

令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したと

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号 俸	陸海空		將 將 將	陸 海 空	將 將 補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	甲	乙							
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	100,700 ^円	74,300 ^円		59,600 ^円		48,300 ^円	41,500 ^円	36,000 ^円	30,000 ^円
2	104,500	78,000		62,500		51,100	43,400	37,800	31,600
3	108,300	81,600		65,400		53,900	45,300	39,600	33,200
4	112,100	85,200		68,300		56,700	47,200	41,400	34,800
5	116,000	88,800		71,200		59,600	49,200	43,300	36,600
6		92,400		74,100		62,500	51,300	45,200	38,400
7		96,000		77,000		65,400	53,400	47,100	40,200
8		99,600		79,900		68,300	55,500	49,000	42,100
9		102,300		82,200		71,200	57,600	50,900	43,900
10		104,500		84,500		73,500	59,700	52,800	45,700
11				86,600		75,800	61,800	54,700	47,200
12				88,400		77,900	63,600	56,200	48,400
13						79,700	65,300	57,700	49,500
14							66,800	59,000	50,500
15							68,200	60,200	51,500
16									
17									
18									
19									

備考 陸將、海將又は空將で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府
きは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

けるタイプリスト等となつた者及び同表の適用を受けるタイプリスト等でその属する職務の等級又はその受ける俸給月額について異動のあつたもので、当該適用又は異動の日における俸給月額が当該適用又は異動の日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額(以下この項において「新職員等の基準額」とい

う。)に達しない者に対しては、その差額を、総理府令で定めるところにより、その者の受ける俸給月額が新職員等の基準額に達するまでの間、支給する。

14 前二項の規定により差額の支給を受けるタイプリスト等に対する新法の規定の適用については、同法(同法において準用する改正後の一般職給与法の規定を含む。)に

規定する俸給には当該差額を含むものとし、新法第十一条の二において準用する改正後の一般職給与法第十条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)附則第十二項又は附則第十三項の規定による差額との合計額」とする。

15 附則第二項から前項までの規定

の適用については、旧法の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

16 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに關し必要な事項は、政令で定める。

(給与の内払)

17 旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(大蔵大臣との協議)

18 附則第三項、附則第七項から附則第十一項まで及び附則第十三項の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

附則別表第一 附則第三項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなるタイプリスト等の職務の等級の切替表

切替日の前日においてタイプリスト等の職務の等級	切替日における行政職俸給表(一)の職務の等級
1 等 級	6 等 級
2 等 級	6 等 級
3 等 級	7 等 級
4 等 級	8 等 級
5 等 級	8 等 級

附則別表第二 附則第三項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなるタイプリスト等の俸給月額の切替表

イ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の1等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円 20,200	円 22,000
21,200	23,200
22,200	24,400
23,200	25,600
24,200	26,800
25,200	28,000
26,200	29,300
27,200	30,300
28,200	31,300
29,200	32,100
30,100	32,900

ロ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の2等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
円 14,800	円 16,200
15,700	17,300
16,600	18,400
17,500	19,600
18,400	20,800
19,300	20,800
20,200	22,000
21,100	23,200
22,000	24,400
22,900	25,600
23,800	26,800
24,700	28,000
25,600	29,300
26,400	29,300
27,200	30,300
27,900	31,300
28,500	31,300
29,100	32,100
29,600	32,100
30,100	32,100

30,600	32,900
31,100	33,600
31,600	33,600
32,100	34,300
32,600	35,000
33,100	35,000

ハ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の3等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
12,100	13,200
13,000	14,200
13,900	15,200
14,800	16,200
15,700	17,200
16,600	18,300
17,400	19,400
18,200	19,400
19,000	20,500
19,700	21,600
20,400	21,600
21,000	22,700
21,600	22,700
22,200	23,800
22,700	24,900
23,200	24,900
23,700	25,900
24,200	25,900
24,700	26,800
25,200	26,800
25,700	27,500
26,100	28,200
26,500	28,200
26,900	28,800
27,300	29,400
27,700	29,400

ニ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の4等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
8,200	9,100
8,600	9,500
9,100	9,900
9,700	10,300
10,500	11,400
11,300	12,300
12,100	13,200
12,900	14,100
13,700	15,000
14,500	15,900
15,200	16,800
15,800	16,800
16,400	17,700
16,900	18,300
17,400	18,900
17,900	18,900
18,400	19,500
18,900	20,000
19,400	20,500

ホ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の5等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
8,200	9,100
8,600	9,500
9,000	9,900
9,700	10,300
10,400	10,700
11,100	11,400
11,700	12,300
12,300	13,200
12,900	14,100

13,400	15,000
13,900	15,000
14,400	15,900
14,900	15,900
15,400	16,800
15,900	16,800
16,400	17,700
16,900	18,300
17,400	18,900
17,900	18,900
18,400	19,500
18,900	20,000
19,400	20,500

附則別表第三 研究職俸給表の適用を受ける事務官等の職務の等級の切替表

切替日の前日において事務官等が属していた職務の等級	切替日における職務の等級
1 等 級	1 等 級
2 等 級	2 等 級
3 等 級	2 等 級
4 等 級	3 等 級
5 等 級	4 等 級
6 等 級	5 等 級
7 等 級	6 等 級

附則別表第四 研究職俸給表の適用を受ける事務官等の俸給月額額の切替表

イ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が1等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額額	切替日における俸給月額額
80,700 ^円	83,800 ^円
83,800	87,000
86,900	90,200
90,000	93,400
93,100	96,600
96,200	99,800
99,300	103,000
102,400	106,200

ロ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が2等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額額	切替日における俸給月額額
48,800 ^円	52,000 ^円
51,900	55,100
55,000	58,200
58,100	61,300
61,200	64,400
64,300	67,500
67,400	70,600
70,500	73,700
73,600	76,800
76,200	79,400
78,800	82,000
80,700	83,900
82,300	85,500
83,800	87,000

ハ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が3等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額額	切替日における俸給月額額
34,700 ^円	37,900 ^円
36,600	39,800
38,500	41,700
40,400	43,600
42,300	45,500
44,200	47,400
46,500	49,700
48,800	52,000
51,100	55,100
53,400	58,200
55,700	61,300
58,000	64,400
60,300	67,500
62,200	69,800
64,100	72,100
65,800	74,400

ニ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が4等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切 替 日 に お け る 俸 給 月 額
24,400	27,400
25,800	28,900
27,200	30,400
28,700	31,900
30,200	33,400
31,700	34,900
33,200	36,400
34,700	37,900
36,200	39,400
37,700	40,900
39,200	42,400
40,700	43,900
42,200	45,400
43,700	46,900
45,200	48,400
46,600	49,800
48,000	51,200
49,400	52,600
50,800	54,000
52,000	55,200
53,200	56,400
54,400	57,600
55,400	58,600

ホ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が5等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切 替 日 に お け る 俸 給 月 額
14,400	15,800
15,600	17,000
16,800	18,300
18,000	19,600
19,200	20,800
20,500	22,200
21,800	23,500

ヘ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が6等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切 替 日 に お け る 俸 給 月 額
23,100	24,800
24,400	26,200
25,700	27,600
27,000	29,000
28,300	30,400
29,700	31,800
31,100	33,200
32,500	34,600
33,900	36,000
35,300	37,400
36,700	38,800
38,100	40,200
39,500	41,600
40,900	42,800
41,700	44,000
42,800	45,200
43,700	46,200
44,600	47,100
45,500	48,000
46,300	48,900

切替日の前日において受けていた俸給月額

切替日の前日において受けていた俸給月額	切 替 日 に お け る 俸 給 月 額
12,300	13,500
13,300	14,600
14,400	15,700
15,500	16,800
16,700	18,100
17,900	19,300
19,100	20,500
20,300	21,700
21,500	22,900
22,700	24,100
23,900	25,400
25,100	26,700
26,300	28,000
27,500	29,300

切替日の前日において受けていた俸給月額		切替日における俸給月額	
28,700	30,600	8,600	9,900
29,700	31,600	8,900	10,300
30,700	32,600	9,300	10,700
31,700	33,600	10,300	11,500
32,700	34,600	11,300	12,500
33,500	35,600	12,300	13,500
34,300	36,500	13,300	14,500
35,100	37,300	14,300	15,500
35,900	38,100	15,300	16,500
36,600	38,900	16,300	17,500
37,300	39,600	17,100	18,400
		17,900	19,200
		18,500	19,800
		18,100	20,400
		19,700	21,000

切替日の前日において受けていた俸給月額		切替日における俸給月額	
8,100	9,100	8,600	9,900
8,300	9,500	8,900	10,300

理由
一般職に属する国家公務員の俸給月額の改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等の改定を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤枝国務大臣 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概要を説明申し上げます。

この改正案は、今般提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額等の改定等を行なうとするものであります。

○中島委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ります。

○中島委員長 大蔵省設置法の一部を改正する法律案、内閣提出の連合国占

領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案、石橋政嗣君外十名提出の連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案、以上の各案を一括議題とし、審議を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 政府提案の連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案、これについて主として御質問を申し上げます。

この場合でも連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案というふうに非常にむづかしい。など、などというものがたくさん入っておりますが、まあ

立法技術上正確を期するということ意味である程度理解できないことはありませぬが、何かこの点について一般国民が呼びいいような、被害者の人が簡単に呼びいいような名前を当局として考える余地はなかったのでしょうか。

○林(一)政府委員 おっしゃる通りまことに呼びにくい名称でございます。

この名称につきましてはいろいろ検討したのでございますが、こういふふうな呼ぶのが比較的正しいというふうな考え、また比較的これによって内容がわかるというふうなことで、このような名称をつけたのであります。

○飛鳥田委員 私たちもいろいろ議員立法なんかいたします場合に、そういう点に注意したいと思ひますが、お互いに一つ研究したいと思ひます。

そこでこの法案の問題に入ります前に、現在のこの法案の適用を受くべき被害者の状況がどうなっているのか、これはもう前回の国会でも何回はお話しますが、その後いろいろ御調査によつて新しい人も発見をせられたかもしれませんし、もつと詳しくわかつた分もあるかと思ひますので、やはりこの国会で一応現状についての御報告を伺つておきたい、こう思ひます。

○林(一)政府委員 現在までの被害者の状況を申し上げますと、事故種別件数から申し上げますと、これは本年の七月三十一日現在でございますが、九千百七十一件、これが総数でございますが、その内訳は、交通事故による被害件数が六千八百二十八件、刑法犯による被害件数が千二百五件、航空機による被害件数が六十二件、海上における被害件数が百十一件、その他というのが九百六十五件になっております。

他と申しますのは、爆弾とか流弾等による被害ということになっております。

次に被害種別による件数でございますが、死亡件数が三千八百八十件、傷害件数が二千二百二十八件、療養の件数が三千六十三件、総計九千七百七十一件ということになっております。これも同じく七月三十一日現在でございます。

○飛鳥田委員 よくわかりました。まだこのほか今後判明をしていく可能性はある、こういうような予測はつかないでしょうか。今まででも公告というところからいいますと、調達庁のお力で周知徹底をする努力をしていただいて、警察とか町役場とか村役場に公告をしていただいた結果、かなり出て参りました。今後どのくらい出てくるか、ちょっと予想はつかないでしょうか。大体出切ったと見ていいでしょうか。

○大石政府委員 ただいまの長官の御説明を私から補足的に御説明申し上げます。御指摘の通り昭和三十四年度から調査にかかりまして、七月三十一日現在の統計を申し上げたわけでございますが、なおおかしなことが警察あるいは自治体等の御協力によりまして、この実態というものが一そう明瞭になりつつあるわけでございまして、私ども過去の累積から推しまして、今後においてはおこりつつある被害の状況が若干は出るものというふうに判断をいたしております。

○飛鳥田委員 実は私の個人的な経験なんです、私のうちのすぐ裏に住んでいる方も占領軍に子供を二人ひかれて、私もこの法律の話をしませんでしたし、

たし、御本人もつばにやっていたらしやる方で、あえてこの補償を受け取らなくとも生活に困られない上流階級に属するのですが、その方も全然知らなかったらしいのです。おととい偶然一緒に飯を食って話をいたしましたら、ああそんなのがあるのですか、こういうことですが、私は今さらお金をもらっても仕方がないから、こう言っておられたのです。そういう人でもできるだけ周知徹底をすることによって名乗り出てもらう。お金をほしくないという人は辞退をしてもいいし、受け取ってどこか有益なところに寄付なさってもいいわけですが、そういう方がまだかなりあるのじゃないかという感じがするわけです。現に私の裏に一人おられたのでその申し上げたのですが、今後とも一つ、この法律が通過いたしますと、そういう未知の人々に対するやり方というものが必要になってくるのじゃないか。しかしその場合でも、全国に平べったく啓蒙してみたところでも意味のないことですから、神奈川県とか福岡県とか、駐留軍の多くおりましたところに、単なるビラを張るというよりな形でなしに、警察に連絡をとって調べてみるとか、いろいろのことが必要なんじゃないかと思うのですが、そういうことをおやりになる予算なり計画なりをお持ちでしょうか。

○林(一)政府委員 お説の通りこういうことは一般に周知徹底せしめる必要がある事柄でございますので、今までは主として各府県の公報に登載してもらいまし、一般に周知徹底をはかったのであります。今後はできるだけの方法を講じまして、一般に知らせることを考えたいと思っております。そのよう

な予算は、これはそうたくさんかかるものではないので、十分できることと存じます。

○飛鳥田委員 そこでそういう問題を一つ考えてみても、政府の提出をせられていた法案と、私たちの出している法案の違いが、ある程度出てくるのではないだろうかという感じがするわけですが、と申しますのは、今の周知徹底とか、あるいはそういう被害者を探し出してやるのか、そういうことについて、どうしても地方自治体、都道府県の協力を得なければならぬわけですが、ところが政府案においては都道府県の協力というところは、単に望ましいという段階にとどまっておいて、義務づけられていないわけですが、ところが私たちの出している法案を見ますと、都道府県、自治体の協力が義務づけられておる。こういう点でも何か政府案の方が不親切のような感じがするのですが、この点は運用において補うとおっしゃればそれつきりですが、やはり義務づけしておく必要があるのじゃないでしょうか。これはただ周知徹底だけではありません。事故の調査とかその他も正確に事態を知りま

すために、都道府県の協力というものが絶対不可欠なわけですが、調達庁の中にそういう精細なデータが集まっていない段階ですから、この点について、政府案の方は協力を義務づけられていない、私たちの方は義務づけられている、こういうことの違いがどう結果するか、こういう点について一つ伺いたいと思ひます。

○林(一)政府委員 ただ占領軍関係の人身被害につきましては、見舞金支給措置の当時から各府県の協力を得て実

施してきた実績から見まして、法律を施行する場合においても、従前と同様の協力をお願いすることで十分措置し得る、こういうふうに私も考えておるので、従来通りの御協力をお願いする、というように考えて進んできたわけでありまして。

○飛鳥田委員 別に文句を言うつもりはありません。今までも都道府県が非常に協力してくれたということは僕らもわかってはいますから、そういう義務、協力を喜んでしてくれるだろう、こういう御想定は決して間違っていないと思ひます。しかし今までで足りない部分がいふんあり得るわけですが、協力を要請しても、現実には出してくれなかった例が、いろいろな事態で、たしかあるでしょう。これは大石さんなどよく御存じだと思ひます。そして同時に今後は今までのより以上に精細な調査をして、一人も残さずにこの法律の恩恵に浴させてあげたいという気持ちですから、今までの協力を要請しなければならぬ場合が出てくるかも知れないのです。ところが地方自治体というのは御存じのように非常に忙しい官庁ですから、現在程度なら喜んで協力してくれるだろうけれども、今までの以上の過大な要求をする場合には、なかなか義務づけをおかない限りむずかしいのではないかと思ひます。そういう点で一つ上手に運営していただきたい、こう思ひます。

同じことは、この法律を見ますと審査会という問題にも出てくるのじゃないだろうか。政府案によりまして、中央に一つ審査会を作るだけです。しかし九州とか東北とか北海道とか、そういう遠隔の地に現実に起こっている被害を、中央で一本でやるというのは少し無理じゃないだろうか。むしろ駐留軍が非常にたくさんあって、そういう事件の多かった地域、たとえば福岡とか山口県とか広島とか、あるいは大阪、神奈川、仙台、北海道などというような地域には、当然この審査会を県別にあるいはブロック別にお作りになる、こういう方途の方がスムーズにいくのじゃないかという感じがするわけですが、そして同時にまたその土地の被害者も何か納得できるのじゃないか。簡単にその審査会へ出かけていって話をする、ことができる。まあ神奈川県の人なんかは、東京に出てくることはそうむずかしいことではありませんけれども、九州の人などが出てくることは大へなことですね。被害者連盟の人を通じて中央に意見を述べるといふことはできません、自分の子供をひき殺されたしまったおばあさんなんかは、わざわざその審査会に出かけていって、あるいはまあくどくどとした訴えかもしませんが、幾らかぐちまじりのくどくとした訴えをすることによつても、精神的な慰謝といふものはあり得るのじゃないだろうか。こう考えてみると、できるだけ審査会をそういう被害が多発した地域には設置した方がいいのじゃないかと私たちは考えて、私たちの法案の中にはそういうことを入れているのですが、政府の方は中央一本、しかも委員七人以内で組織する。そして「委員は、非常勤とする。」というように形で、比較的被害者に訴えない感じがするわけです。一体これで十分なのかどうか。被害者給付金審査会の運営、そういう問題について、現実にこれから運営する長官の見通し

を一つ聞かしていただきたいと思ひます。

そして二十一条を見ますと、「政令への委任」といふのがあります。「前二条に規定するもののほか、審査会の組織及び運営、委員の任期その他審査会に關して必要な事項は、政令で定める。」となつておりますから、この政令で審査会の出張所みたいなものを、少し無理ですが、そういうところへ作れないものかどうか。審査会自体を設けることは無理でしょう。ですが、政令を最大限度に解釈して、「審査会の組織及び運営、委員の任期その他審査会に關して必要な事項は」と書いてありますから、出張所——出張所というのもおかしいですが、何かそういう被害の多発した地域における被害者と審査会の接触を緊密にする方法を、この政令の中で考えていただけないだろうか、こういうことはどうでしょうか。少し無理なことはこつちもわかつているのですが……

○林(一)政府委員 お説のように、この審査の方法につきましては、御意見にあるような点を十分検討いたしました結果、政府案のようなことになつたのであります。私どもの考えでは、各地方局におきましてやつております見舞金の支給業務の実績から見まして、被害事実の認定等が大体順調に行なわれておる、こういうふうに私どもは考へておるのであります。そういうふうな意味におきまして、各地方局に地方審査会というものを設けることはやめまして、中央に中央審査会を置きまして、これは不服ある者についてののみ審査するという機関とした次第でございます。もちろんこのような給

付金支給に關する具体的な事実、それらの認定というようなことは大事な業務でありますから、十分手を尽くして審査する必要があると思ひのであります。そのような意味におきまして、各地方局における従来の経験を十分に生かし、またさらに親切というやうな点も加へまして、各地方局を中心として十分審査をしていきたい、こういうふうな考へておる次第でございます。もちろんこのやうな方法で、やり方については御意見のやうな点について十分に考慮しまして、親切に、また適切にやつていきたい、こういうふうな考へております。

○飛田委員 それでは中身の条文について一つ二つ伺ひたいのですが、この政府提案の法律の二条を見ますと、駐留軍に暴行を加へられた結果、それが精神的な原因となつて自殺を遂げたというやうな人についての被害補償というやうなものは、全然含まれないことになりまして、そう解釈してよろしいでしょうか。

○林(一)政府委員 さようでございます。まあそのやうな場合は、占領軍の行為と死亡との間に因果關係が認められないといふことで、まことにお気の毒と存じます。が、本法による遺族給付金を支給しない、支給できないといふことになつておるわけでございます。

○飛田委員 そうすると、因果關係が立証できるときには入りますか。これはかなり立証する余地がある事件が、私たちの知つてゐる限りでもござい

○林(一)政府委員 この法文の規定が、占領軍等の行為等により死亡した

者の遺族に対する給付金、こういうことになつております。行為等により死亡したといふことは、占領軍等の行為が直接の原因で、それによつて死亡した、こういうふうな私どもは解釈しております。それから、そういう解釈ができるならばもちろん救済されるもの、こういうふうな私どもは思ひます。

○飛田委員 占領軍等の行為によりと、こうなつておりました。たとへば行為によつて傷害が与へられ、その傷害の結果、数日を出ずして死亡する場合、さらには十五日、二十日、一カ月たつて死亡する場合、こういう場合があるわけですね。その場合にも、因果關係が認められれば、それが直接にして唯一の原因でなくとも、今までの解釈から言へばこれはこの二条の中に入るわけですね。たとえば私が傷つけられた。その場合に私がもう光陰流亡、からだがつかり弱つてゐるときであれば死にます。しかし失礼ですが長官が傷つけられた。長官はゴルフが何かやられて健康を毀れられておる、その場合には死に至らないわけですね。そういう点でも、それが唯一の、しかも直接的な原因でなければならぬという解釈をいたしますと、私のからだがつかり弱つたといふことが一つの死に至る加工原因になりますから、今のやうな御解釈だとそれは事故として扱われなくなつてしまふ。ですからやはり今までのやり方としては、慣例としてはそういう場合も死亡事故としてきたわけですから、原因は駐留軍の行為に基づくといへども、それが唯一にして直接的な条件はなくてもいいのじゃないか。

だとなれば暴行を受けた、はつきしめを受けたといふことを原因にして自殺

をするやうな場合には、当然これは死亡事故と認定すべきものじゃないか、こゝ私たちは思つてゐるわけですね。その間に差等をつけるべき理由はありませぬ。

それからもう一つ、もっと具体的に進んで考へていただければ、はつきしめを受けたために憤懣する人がある。赤ちゃんができる人がある。すると、おなかに赤ちゃんができたといふことで、そういうことを自覚するまでは三月、四月かかるわけですね。僕は男ですからわかりませんが、おなかの子が動き出しますとよく言いますが、動き出して初めてわかるわけですね。そういう場合に、これは困るというわけですね。自殺をする人も現実にあつたわけですね。これなど最も直接的な原因を体内に持つてゐるわけですね。少し変な話ですが、こういう場合なども当然入るべきじゃないだろうか。私たち社会党案としてはそういう場合は一切含めて改定せよといふわけですが、当然実行にあつてはそういうものも含めた解釈をしていただくという余地は私はあるのじゃないか、こゝ思ふわけですね。一つここで、そういうはずかしめを受けて自殺をするやうな場合でもこれには入るのだという、一つの有権的な解釈をしていただきたたい、こゝ思ふわけですね。

○林(一)政府委員 この法文案にありますが、「連合国占領軍等の行為等により死亡したもの」といふやうな規定されてゐます。これは私どもはやはりその行為が直接の原因になつて死亡したもの、こゝいうふうな解釈しておる。ですから、おつしやる通り、こ

の間の因果關係についてはいろいろな事例が出てくると思ひますが、私どもはやはりその行為が直接の原因になつて死亡したといふ場合にのみ適用すべきものである、こゝいうふうな解釈しておるわけでありませぬ。

○飛田委員 法律の解釈としてそういう解釈をおとりになることはうなずけますが、やはりあなたにしても、私たちにしても、それを当然含むべきだといふ氣持、そういうことは同じじゃないかと思ひます。そうだとすれば、少し無理をしても、こゝでそういう解釈を施しておいていただければ、全国で何十人、あるいは何百人かもしれません。それが、そういう人々の遺族は救われるわけですね。そう大した金額でもありませんので、そういうことができないものか、こゝ何つてゐるわけですね。

僕自身の体験ですが、僕は御存じのやうに横浜で弁護士をやつておりましたので、いわゆるプロヴォコート、憲兵裁判所の事件をすいぶんやりまして、そしてCIDの扱つてゐる事件にもすいぶんぶつかりました。あるときこんなことがありました。黒んぼが日本の婦人を犯した。そこで私はCIDへとなり込んだわけですね。そしてたしか隊長は少佐だつたと思つておりましたが、僕はテーブルをたたいて怒つたのです。こんなことがいかに占領中といへども行なわれてよいものかどうか、占領といふことは人権を侵害してよいはずはないのだ、こゝ言つて怒りました。そのCIDの隊長は、それはその通りだと言つて、その犯した黒んぼを連れてきて、お前は不届きじゃない

か……。これはちよつと速記をとめて下さい。

○中島委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○中島委員長 速記を始めて。

○飛鳥田委員 いろいろうやうやなことを平然と書いておられるわけですね。その婦人はやはりその後非常に不幸な生涯を送りました。死んでしまった人はまだしも、生きてその後そういう不慮の事実に基づいて非常に不幸な人生を送っている人に、なぜ補償してやらないのか。何かからだか傷ついたとか、生命が失われたという場合だけに限定することはないのじゃないでしょうか。僕はあまり理屈を言ってもしょうがないと思いますが、解釈の仕方によって十分合められるのではないかと、それはその行為が一つの原因となり、あるいは重大な原因の一つとなり、あるいはふうに解釈することによって、含められるのだと私は思うのですが、私たちの法案のように、明白にそれをきめてあげれば別ですが、解釈によってできると思いますが、そこは一つ踏み切った方がいい。幾らものでもないと思うのですよ、金額からすれば。ぜひこれは入るのだとおっしゃっていただきたい。もしだめなら、まだきょうこの法案は上げるわけじゃありませんから、次回までに一つお考えおきをいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。考える余地はあります。

○林(一)政府委員 これはこの因果関係の認定の問題だと思ひのであります。おっしゃる通りに、その関係が直接であるか、間接であるか、あるいは

その直接原因としましても、それが唯一の原因であるか、あるいは重大なる原因をなしているかというように、その関係がいろいろあると思ひますが、私も現在考えておられる解釈は、この行為が直接の原因になって死亡したものである、こういうふうに解釈しているわけですね。もちろん考ええるということはやぶさかではありませんが、この次までにはもう一度一つ考えておきます。

○飛鳥田委員 直接にして唯一のというふうにおっしゃらないと、お説は通りませんよ。それ以外の直接原因というものは幾つも併存できますからね。一つぜひお考えおきをいただきたいと思ひます。

その次に、この文章の中に「正当な行為」という言葉が使われておられるわけですね。「本邦(政府)で定める地域を除く。以下この項において同じ。」内における昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで(以下この項において「占領期間」という。)連合国の軍隊若しくは当局又はこれらの構成員若しくは被用者(これらの者に随伴する者で政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の行為(正当な行為及び故意又は過失によらない行為を除く。このうち「正当な行為」というのは、故意または過失によらない行為といたしまして、この点非常にあいまいですから、「正当な行為」という言葉の定義をここできちんと下しておいていただきたい、こう思ひので

に行ない得る行為、または国際法上許される範囲内において占領軍の内部規律に照らして正当な行為という趣旨でございまして。たとえば極東国際軍事裁判所の判決に基づく刑罰の執行というふうなものも考えられるのであります。以上のように解しております。

○飛鳥田委員 それはそれでけっこうです。さらに、遺族の範囲ですが、十一條です。「遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲は、被害者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子及び父母並びに被害者の死亡の当時においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。」この書きにありますが、この配偶者の定義ですね。これはこのごろいろいろの保険関係とか、その他の法規の中にもこれと同じような文句が出てくるわけですね。「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」これでですね。これは非常に不明確で、しばしば遺族の間に醜い争いを起こす原因になっておられます。そして事実上の婚姻関係にあった人がなかなかもらえない場合も出てきます。ですから、この辺を少し正確に聞かしておいていただきたい、こう思ひのです。

「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」という場合に、普通常識的には、たとえば神前結婚をあげて、いわゆる挙式の事実はある。そして世間的には夫婦として暮らしておる。しかしまたま戸籍上の届けがしてない。古いお母さん

なんかに言わせると、子供ができたときに届出をするという人もありますから、そういう挙式の事実はある、事実上の同棲がある、ただ届出がしてないという場合だけを意味するの。最近のように、若い人たちが事実上同棲生活をしておれば、それで事実上の婚姻関係とみなすのか。その場合でも同棲は同居を絶対に条件としているのか。この時分も非常に住宅事情が困難でしたから、平安朝時代に戻って妻問いの夫婦生活をしている人もあったわけですね。しかしそれをわれわれは形式的に同居という事実をあげて、お前たちは事実上の婚姻関係にない、こゝろは言い切れなかったのじゃないか、あのころのように住宅問題が非常に混乱しているとき、困っているときには、妻問い生活だって私はずっと夫婦生活としての実態を欠いていないとは思えないわけですが、いろいろなバリエーションがあるわけですね。この点についてもここで一つ解釈を明確にしておいていただきたいと、実際の実施にあたって、いろいろけんかが起きたり、遺族の間に大騒ぎが起きたりいたしますので、はっきりしておいていただきたい。

○大石政府委員 ただいまの配偶者の解釈の問題でございますが、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むということでは、私どもの解釈では、形式的な挙式等の事実がなくとも客観的に婚姻の実態にある、それから居住等の関係も、あるいは都合によつて住宅事情等からある時期が分かれた生活をするといつたような場合でも、婚姻の事実という客観性を持つ場合は、婚姻の事実と同じ

様の関係にあると解釈すべきものと考えております。

○飛鳥田委員 けっこうですが、ただそういうふうにおっしゃってそれきりにしておきますと、各地々々でお取り扱いになる方の認定ではばばらな状態が出来ますよ。九州ではほぼ同じものを事実上の婚姻関係ありと御認定になり、横浜ではなしと認定なさるといふような事態が出来ますので、この法律が通過しましたら、あなたの方で一つの通達なり何なりをお出しになって、ある程度のパターンをお示しになっておかないと、ばらばらが出てくる、こう思ひますので、そういうことを一つ考えておいていただきたいと思ひます。

そこで最後に、死亡の場合に十五万円、こういう大体のあれが出てきていくわけですが、その算定の基礎は一体どういふふうになっているのでしょうか。

○林(一)政府委員 占領期間中の人身被害につきましては、昭和二十一年の五月の閣議決定に基づきまして、見舞金を支給することにしたのであります。その後六回にわたつて支給額の増額、また支給基準の改訂等を行ない、最終的には昭和二十七年五月の閣議了解に基づきまして、追加支給措置が講じられたのであります。そこで三十四年度に実施しました実態調査の結果を見ますと、この被害の発生状況が、昭和二十四年までのいわゆる占領前期でありましたが、この占領前期に非常に多い。先ほど申しましたように、被害者総数が約九千、そのうち死亡者の数は、死亡者総数の約八三%というふうなことが実態調査の結果明らかとなったのであります。しかもその期間におきます死

といふものはほんとうに恣意的なもので、何っておりまして科学的な根拠などというものはありません。たとえば十年間放置されておつたものというのは全然計算に入っていないじゃないですか。ほかの補償と比べてとおっしゃるのですが、ほかの補償はとにかく今までらつてゐる。ところが

てきてから九月二日までの間の米軍といふものは、交戦中の軍、こういうことになるわけですか。

○林(一)政府委員 おっしゃる通り、八月の十五日に無条件降伏が行なわれまして、引き続いて進駐軍が進駐して参つたのであります。でありますからこの間の事態というものは、なるほ

は、そのサンフランシスコ講和条約十九条を解釈しなければならぬとすれば、これは当然政府として被害の対象に入れなければならない、こういうことになるのだろうと思います。どうなんでしょう。

○林(一)政府委員 おっしゃる通り、九月二日以前と九月二日以後との間に

その謂の二十人、二十件くらい被害者に何とかしてあげたいという気持は同じだから、あなたも苦しいだろうと思ふのです。ですが、何か僕は一つの錯覚があると思う。というのは、占領軍であるかないかというのは、日本対アメリカの国際的な関係において占領軍であるかないかということを言え

んけれども、しかししてはいかぬといふことで政府が押えたという事実も、政府対国民の關係です。ですから、政府が国民に対して今、占領中の米軍の横暴な、暴虐なことによつて被害をこうむつた人に損害を補償してやろうという立場で、国民対政府の關係で考へれば、何も九月二日に筋を引く必要

はないのです。何か法律関係を混同しているのじゃないか、今の御解釈は。ですから私は、当然二つしか解釈の方法はない。一つは、八月十五日以降——正確ではありませんが、たしか二十日ごろに米軍は日本に上陸してきましてね。それから九月一日までの間に起こったものの占領中の被害事件も補償をする、こういう解釈……(準じてでもいい)と呼ぶ者あり)あるいは今石橋君が言うように、それでも法律家としてのあなたが苦しければ、準じてという言葉を使われてけつこうです。そういう形で入れる、これが一つです。それでなければ、第二の解釈は、九月二日以前は交戦状態であるのだから補償はできない。しかしもしそれが無辜の人民を米軍が傷つけるがごとき事態であるとするならば、それは国際法上でも、戦時国際公法でも許されていいことだから、それらの人々は、時効の関係は別として、アメリカに対して請求権をいまだに持っているもの、こういう解釈をするか、二つに一つしかないのじゃないでしょうか。ただし後者の解釈をとった場合には、それらの二十人の人々がアメリカに対して権利行使をすることを日本の政府は妨げて、たしかこれはアメリカの法律でも時効にかかっていますよ。その時効にかけてしまった責任をとらなければならぬ、こういう問題が出てくると思えます。二十人くらいのものでしたら、あなたはいしを振り向いて大蔵省の人にかつと一喝食らわして、そして準じてとか含めてとかいう解釈をなすって決して間違いない。その方面ならお手伝いします、けんかは大好きですから……。ともかく、そういう意

味で、含めて解釈するをやつてももらえないか、こう私は思っています。ことに僕は横浜に住んでいたものですから、いろいろな事例を知っているのです。率直に言つて米軍が一番暴虐をあらわしたのはこの時期です。この人たちの側から言つても無理ないでしょう。硫黄島から、沖繩から、歴戦の勇士が——勇士かどうか知らないけれども、彼らは勇士と思つていいのでしよう。勇士がもう気もすんで日本へ上陸してきたのですから、そこで相当な行き過ぎがあつたことはわかります。僕らだつてそうだったと思ひます。そういう意味でこの時期が一番ひどいのです。ただ幸いなことに、件数が二十件しかなかったというのには、日本人がこわがってあまりそばに寄らなかつたらしい。女小供は疎開させろなんというので、みんないなかへ女房子供を送つた人がいて、接面が少なかつたから二十件しかなかったわけですね。しかしあつた二十件というのは、理も非もない、それこそ自動車で突き飛ばしていくというやうな事件が多いのですから、それだけに何とかしてあげなければ二十人の人がかわいそうではないか。また家族にしても、やつと戦争が終わつてほつとした。これから思つているところで女房を自動車で突き飛ばされてしまつたり、あるいは亭主を自動車でひき殺されてしまつたりするやうなことは、せつなく戦争が終わつてほつとして、これから新しい家を建設していかうとする気分をそなつたといふ点でも、この時分の被害といふのは心理的にも非常に大きいのです。全国でわずか二十件しかないのですから、二十万四つづつフルに上げたつて四百万円

じゃないですか。そのくらいなことは当然計算に入れて、含むと、こう有権的にここで解釈してしまおうじゃないですか。どうですか。そうでないといふわれわれは附帯決議なり何なりをくつつけて、この自殺の場合も入れて下さう、強姦されて自殺した人も入れてあげて下さい、こういうのも入れてあげて下さい、ああいうのも入れてあげて下さいといふ附帯決議をたくさんつけざるを得なくなつてしまふ。そんなすつきりしないものでなくて、ずばりといふ、こういふのが僕らの質問の趣旨ですから、あなたの方も一つずばりそれに答えて、よろしゅうございませうとおっしゃれば、私の質問はそれで終ります。

○林(一)政府委員 おっしゃる通りの点につきましては、私も十分検討したのであります。検討した結果、やはり法的にはつきり線を引きますと九月二日が占領の開始、それ以前は戦時状態の継続、こういうふうに見るのが妥当であるといふことで、このやうな結論を出した次第であります。

○飛田委員 今僕が申し上げたやうに、法律関係は逆ではないでしようか。国際関係と国内関係をきちつと分けてお考えになれば、ちつとも無理がないのじゃないか、こう私は思つておるわけですが、単なる片々たる法の解釈にからんで、当然救済すべき人を二十人とかしてこの法律を作つたといふことは、だれがどう考えたつてあつたの悪いことにはなるのではないか。別に林さんが先頭を切つてそうおっしゃつておると思ひませんが、大蔵省あたりには言われてやむなくそうお答えになつていらつしやる。あなたも気が

悪いだらう、僕らも気が悪い。ここにいらつしやる自民党の諸君もおそろく気が悪いだらうと思ひます。この点の解釈を統一する意味で、大蔵省なり防衛庁の長官なりその他と御相談をいただいて、先ほどの自殺をなすつた場合まで含めるかどうかといふことのお答えと同様に、次会にもう一度この点についてきちつとした有権的な解釈をお願いしたい。僕の質問は終わります。

○林(二)政府委員 この点についてはいろいろの点から十分検討を重ねたのであります。重ねた結果、こういうやうなことになるので、この点はこれで一つ御了承をお願いしたいと存じます。

○中島委員長 次に、国の防衛に関する件について調査を進めます。

○榎崎委員 米軍の基地の問題に伴つて基地周辺の住民は、たゞいまも問題になつておられます。精神的、肉体的に社会的、経済的、肉体的に非常に多くの被害をこうむり、犠牲者が出ておるわけでありまして、これは当然国の責任において完全補償するべきであると思つておられますが、私は以下おにも板付基地の問題に焦点を据えまして、質問をいたしたいと思ひます。板付基地の問題につきましては、去る三十八国会の予算委員会分科会において、二月二十八日政府に質問をしたわけでございますが、なお多くの疑問点がございまして、数点にわたつて質問をいたしたいと存じます。

○榎崎委員 この拡張のための予算措置については、去る三月三日の日に資料を提供していただいたわけですが、それによりますと、土地購入費並びに提供に伴う補償費、そして借料といふふうになつておるのですが、進入灯を

設置するための工事その他いろいろ関係の直接費はどうなっておりますか。

○沼尻政府委員 進入灯その他の工事は米軍の負担でございます。

○榑崎委員 今回の六万二千坪の拡張を行なう理由について、長官からお答え願います。

○林(一)政府委員 拡張を行なう理由は、米側から施設特別委員会を通じて、飛行場の北側に航空機の離着陸のための進入灯の設置というように、安全施設を設置する目的で、この六万二千坪の土地の提供の申し入れがあったわけでありまして。結局進入灯を設置するということ、安全施設を設置するのが目的でございます。

○榑崎委員 現在の板付基地の滑走路の長さなり状態について質問いたします。

○沼尻政府委員 現在の滑走路としては約一万フィートでございます。しかしながら純然たる滑走路に該当する部分は約八千三百フィートでございます。残りがオーバランという条件になっております。

○榑崎委員 そうすると、一万フィートのうち主滑走路が八千三百フィート、残りの千七百フィートがオーバランである、こういうことですね。そうしますとその千七百フィートのオーバランというのは、南北についておられると思うのですが、南北に分けてどういう長さになっておりますか。

○沼尻政府委員 南北に約半分ずつついております。

○榑崎委員 約半分ずつつといいますが、八百フィートくらいずつというわけですね。

そこで今、拡張理由について、進入灯を作る。しかし現在の滑走路の長さは八千三百フィートで、オーバランが南北両端千七百フィートついている。それがまた今度の拡張に伴って状態が変わるのじゃないですか。

○沼尻政府委員 現在の滑走路の長さは八千三百フィートとなっておりますが、最近の機種の変更、航空機の発達ということから、八千三百フィートでは、そういった航空機の離着陸についてかなりの危険性がある、そういうことから、その安全性を確保するために滑走路を一万フィートにいたしまして、さらにオーバランとして千フィートをふやす、そういうことでございます。

○榑崎委員 進入灯を今回設置するから、安全施設で拡張ではないということと主張されているようですが、昭和三十一年度には、実は南北両端に、北側の方に二万一千七百四十坪、これは標識灯を設置するため、南側が二万一千六百二十四坪、これは方向指示器を作るため、つまりそういう安全施設のためにこの四万三千坪の拡張が行なわれた。そのときの政府の拡張理由も、こういう標識灯あるいは方向指示器を作るためだ、安全のためだから拡張ではないというところで行なわれた。現在、この三十二年度の南北両端四万三千坪の拡張をやつて、方向指示器と標識灯を設置するというところで買収なさいますが、予定通り、そういう安全施設をお作りになったのかどうか、これをお伺いします。

○沼尻政府委員 三十二年度には、そのような目的で土地等の買収をいたしたわけでございます。そうしてその際、標識灯の設置というようになことを考えてそういう買収がされたわけでございますが、その後におきまして、そういう標識灯をまだ作らないうちに、機種の発達というよりな面から、三十二年度の計画では安全性が確保されないというよりなことから、三十二年度の計画を見合せて今日に至ったわけでありまして。

○榑崎委員 そういふ拡張理由の変更というの、どこで行なわれるのですか。

○沼尻政府委員 この板付飛行場を使っておりますのは米軍でございます。米軍の方が最近の機種の発達、ここに使用されている機種がF-101、F-102というよりなものが現在使用されておりますが、そういう機種からいって現在のよりなふやすことが必要であるということが、軍の方から要求が出てきたわけでございます。

○榑崎委員 ちょっとおかしいと思うのですが、一応完全な計画をもつて、しかも日本国民の財産を基地に取り上げて、取り上げる理由が、標識灯なり方向指示器を作るということで取り上げておつて、これでは間に合わない。これは、非常に計画がずさんではないか。これは私は非常に責任があると思うのですが、どういふことなんでしょうか。だから結局方向指示器なり、そういう安全施設は、そのための用地は買収したけれども、何もなかった。機種が改正になるというの、そのころからわかつておつたでしょう。わからなかったのですか。どうなんですか。

○沼尻政府委員 三十二年度には、そのような理由で基地周辺の住民の土地を取り上げてもらつては困ると私は思う。この辺の責任はどうなんですか。

か。もう少し勘ぐれば、まだ延ばしたのだけれども、一応第一回目はこのくらいにしておつて、住民の反対を押さえ、そうして安全施設のためといって一応四万坪を買ひ込んでおつて、買つた以上は、次の機会をねらつて、何も作らない、結果的にそういうことではないですか。この点どうですか。

○沼尻政府委員 米側としては三十二年度には、それで間に合うというふうな考えでつたわけですが、その後の最近の機種の発達というの、相対目まぐるしいものがあるわけでございます。滑走路をさらに一万フィートにし、オーバランを千フィートにする、そういうことでなければ航空の安全性が期せられない、そういう情勢になりましたので、このような要求がされたわけでございます。

○榑崎委員 そうすると、今回拡張をまたされるわけですね。また進入灯を作るということで拡張される。飛行機は、今おっしゃつたようにほとんど発達して行く。そうすると板付の場合、今度の拡張で終わるという保証はどこにもないわけですね。今度また拡張が行なわれたら、直ちにまた次の拡張を用意しなければならぬ、どんどん長い滑走路を必要とする飛行機ができてくるのですから。どうですかその点、長官一つお願いします。

○沼尻政府委員 この機種の発達というものは、将来どのようになるかというところは、私にもわかりませんけれども、しかしこの飛行場をさらに延長すると、地方住民との利害というものを十分調整してかからなければならぬ問題でございます。

○榑崎委員 そうしますと、今度の拡張によって主滑走路を一万フィートにする、そして北側に千フィートのオーバランを作る。そうすると南の方に千フィートのオーバランが要るのじゃないですか、どうですか。

○沼尻政府委員 まだ私たちが軍側からそのような正式な要求を受けておりません。私たちが板付というよりな、ああいう福岡市の中心部に非常に近接したところで、さらに飛行場を延長するというよりなことは、非常にむずかしい問題があるというよりなことは、十分承知しておりますので、そういう点は常日ごろから軍側にも話をしておるわけでございます。

○榑崎委員 おかしいですね。二月二十八日の丸山長官の答弁によつても、オーバランというのは南北に必要だと言っている。主滑走路を一万フィートにして、その内容は、本来ならば昭和三十一年度に標識灯なり方向指示器を作つておる土地を、実際は、今回内容はオーバランにするのでしよう。そして一万フィートの滑走路を作る。北側に千フィートのオーバランをつければ、常識として南側にも千フィートくらいはオーバランが要るの、当然でしょう。今要求がなくても、安全のためには当然要るものでしょう。どうですか。

○沼尻政府委員 お話のように、軍側としてはできたそのようないことができないかという希望は持っているわけでございます。しかしいろいろ国内の

事情等もお話しし、また従いまして軍側からはそういう正式な要求には接していないわけでございます。

○**檜崎委員** 今南側にもそういうオー
バーランの設置の希望があるとい
うのは、すでに日米合同委員会の施設特
別委員会あたりで、一応米軍側から希
望が出されておるといふ意味なのかど
うか、その点をはっきりしてもらいた
い。

○沼尻政府委員　そういう意味ではございませぬ。

○**檜崎委員** どうもはつきりしないのですが、当然南側にも要るでしょう、飛行の安全のため、安全のためと言って拡張なさるのだから、安全のためには、北側だけオーバークランが要って、

南側に要らないという理由はないじゃないですか。それでしよー、飛行の安全のためだったら。当然南側にまた千フィート、あるいはどのくらいになるか知らぬが、常識として、オーバークラップを作るための拡張はもうすぐに控えているとわれわれは見えるを得ない。

どうお考えになりますか。今米軍からそういう希望が出されているが、まあ板付は福岡のどまん中にあるので、なかなか問題がむずかしいから、今それを出されてないだけの話で、今度の拡

張が一段落つけば、もうすぐ次に南の方のオーバーランを作らぬと、あなた方の常識からいってもおかしいでしょう。米軍からの希望が出ていることで、すし、もう現実の日程にあるということとをわれわれはおそれるわけです。どうです。

○沼尻政府委員 確かに理想的にはそうありたいわけでございますして、軍側としてはいろいろな話の過程において

そういう話が出るわけでございますが、いろいろ福岡市の実情等、そういうものをお話ししまして、何とかそういうことをしないで済ませることができないものかというふうに、私たちは考えているわけでございます。

○**檜崎委員** 三十二年度の拡張と今回の拡張が、私は別々のものではないと思つておつたのですが、それがきよりの質疑、答弁によつて明確になつてきたわけですが、そこで三十二年度にそつたり標識灯、方向指示器といふ安全施設がないと飛行機はあぶないといふながら、それを作らぬでも現在までやつてきたのでしょ。そのための事故が起こつたのですか。その点はどうですか。

○沼尻政府委員　現在まで作らないでやってきたので、将来も作らないでもいいのじゃないかというふうなふうにも一応考えられるわけでございますが、それでは現在の機種の変遷等から見て非常に不安であり、安全性を欠く、そしてこの安全性の問題は米軍だけじゃなく、飛行機の事故等があれば市民にも悪い影響を及ぼすことでございますし、かつまた板付の進入灯設置に

つきましては、この板付というものが民間航空にも使われておりまして、年間約二十万人に上る乗降客並びに貨物等が輸送されております。民間航空のそういった安全性の見地からも進入灯の設置は必要であり、かつ昭和二十八年の十月、マニラにおける第一回の太平洋航空会議におきまして、板付が民間航空としても非常に重要な機能を果たしておりますので、進入灯を設置すべきであるというような勧告がなされている。そういう点から、やはり

オーバーランをある程度延ばし、そして進入灯を作るといふことは、米軍のみならず、民間航空の安全性という点からも必要だといふようなことでござります。

○橋樑委員 矛盾するじゃないですか。そんなに安全施設が必要なら、三十二年にどうして作らなかつたのですか。今あなたのおっしゃっている理由によると、作らなければならぬでしょう。それからまた私が今も指摘したように、南側にオーバークランしているじゃないですか、矛盾するでしょう。

あなたのおっしゃっていることと現実
に今まで措置されてきたことと矛盾す
るじゃないですか。標識灯なり方向指
示器を作るといって土地を買い上げて
おつて、実際は作らないでオーパーラ

いうことは勝手にできるかどうかよくわかりませんけれども、実際にはオーバランにして事実上の滑走路の延長、そして勝手にそういう安全施設は作らないで、今こういうあれがあるからとあなたは言われるがおかしいじゃないですか、どうして作らなかったのですか。

○沼尻政府委員　先ほど御説明いたしましたように、昭和三十二年のときにはあのような要求の形で実現したいというふうに軍側は考えておったわけですが、機種の種類等の状況から見て、三十二年度のそれでは機種の種類等に追いつかない、そういうことから今回の要求ということになったわけでございます。

○**檜崎委員** そうしますと、前回の昭和三十二年のものはF100受け入れのためだと言われた。今回はF102のためだ

とおっしゃった。ちよつとお伺いしたいのですが、今米軍の軍用機でどういう機種、たとえば長い滑走路を必要とする機種はどういう機種が来ておるののか、また近い将来見込まれる機種について、その機種の必要とする滑走路について、もしわかつておりましたらお答えをいただきたい。

○沼尻政府委員 私の聞いておりますところでは、米軍の飛行機で最も長い滑走路を必要とするのが、現在のF101あるいはF102という機種であるというふうに聞いております。

○槍崎委員 これは問題がちよつと違
うかもしれないが、自衛隊が来年度
から装備するF104Jですね、これが発
着するに必要な滑走路の長さは大体ど
のくらいなのか。

○沼尻政府委員　不勉強で、自衛隊の方には私まだ聞いておりません。

○植崎委員 結局今までの御答弁を伺っておりますと、今回はF102のため、次にまた飛行機がどんどん発達するので、また新しい機種が来て滑走路を必要とするならばまた拡張される、こういうことになるわけですね。そうすると拡張というのは、飛行機の発着に必要だから拡張するので、

拡張というのは飛行機の安全のため
 でしょう。発着する飛行機の安全のため
 であって、これは絶えず板付基地は、
 あるいはほかの基地でもそうでしょう
 が、拡張の危機にさらされている。特
 に板付の場合は南側のオーバーランの
 設置の問題は具体的な問題です。この
 点どうですか。

○沼尻政府委員 板付飛行場は福岡市の中心部に非常に近接しておりますし

て、現在でも非常に問題の多い個所でありますだけに、今後機種が発達によつてさらにそれに対応してこれを拡張していく、あるいは延びていくといふようなことは、非常に困難なことであるといふふうに私たちは考えておるわけです。そういう点、今後どういふふうに機種が発達するのか私も予想できませんので、予想を申し上げるわけにもいきませんけれども、十分福岡市民との利害を調整しながら考えていかなければならない問題だといふふうに考えております。

昭和三十一年の一月十一日に衆議院の内閣委員会が調査団を派遣されたわけですね。そして二月八日の内閣委員会においてその報告がなされ、それが内閣委員会で採択をされた、それは御承知だと思いますが、四項目からなっておりますが、もう一度これを読んでみます。

一、板付飛行場の如き大飛行場が人口五十万もある大都市のただ中にあることは、世界稀有のことであつて、その影響するところ極めて甚大なることを重視し、出来るだけ速やかに他に移転すべきものと認める。

二、同飛行場移転のための換地と費用とは、同地米軍の任務と防衛条件とをできるだけ尊重し、日米合同の委員会では合議の上速やかに決定すべきものと認める。

三、板付飛行場の如き大飛行場の移転については、相当の年月を要するものと考えられるので、同飛行場の使用によつて、官民が蒙つたこれ迄の被害並びに将来の被害の補償に

つては、政府はなお一層調達庁を
督励して、万遺憾なきを期すべきも
のと認める。

四、同飛行場移転は政府は極力
米軍と交渉の上、この上の施設の拡
張、就中官民の生活をおびやかすよ
うな所に危険施設をなさしむべきで
はないことを警告する。

以上の四点が確認をされておるわけ
です。そこで福岡の場合は昭和三十年
の六月に全市民が一体となって、政
政派を超越して、福岡市に板付があつ
たなら困るというので、板付基地移転
促進協議会というのを作って、現在ま
で移転について陳情を続けて署名も行
ない、請願も行なつておるわけです。

そういう市民の要望については、何ら
の具体的な皆さんの努力が示されず
に、昭和三十三年、そして今回、ま
た来るべき将来に南の方、こういう
拡張が現実に行なわれておる。この内
閣委員会の決議に対して、一体調達庁
はどのような責任を感じておるのか、
この点の御答弁は長官にお願いした
い。

○林(一)政府委員 地元に移転促進協
議会という福岡市民の熱烈なる団体が
あるというところはよく存じておりま
す。かねてから板付基地を他に移転せ
よという強い目的と意思を持っておら
れることもよく存じておるのでありま
す。調達庁としましては、この内閣委
員会の調査団の調査報告によりまし
て、お示しになった四点については、
できることはやりたいということでは
ないです。移転ということにつきまし
ては、これはいろいろの点から考へてき
わめてむずかしい問題でございまし

て、今のところ行政的な措置でこれを
解決するということは、ほとんどでき
ない状態でございます。ただし福岡市
民が移転についてきわめて強い意思を
持つておられるということはよく存じ
ておりますので、その点は十分了解し
て、今後いろいろの点において御懇談
を申し上げたい、こういうふうに考へ
ておるのであります。

またこの移転については長年月を要
する。今までにこうむつた被害、ある
いは将来にかかる被害というものがつ
いての補償であります。被害に對
する補償につきましても、従来できる
だけの措置を講じてきておるのであり
ます。今後ともこの福岡板付基地の特
殊事情をよく考慮しまして、十分考慮
して参りたい、こういうふうに考へて
おります。

もう一つ、第四点の官民の生活を脅
かすような危険施設をなさしむべきで
はない、拡張なんかなく官民の生活を
というところでございしますが、この点
は十分考慮してやってくるのであり
ます。今回の進入灯の施設も、安全施
設を作るといふのが目的でございまし
て、これは官民の生活を脅かすような
施設ではない。むしろ安全を確保する
というふうな目的の施設でございま
すので、皆様方の御了解のもとに話を進
めてきたわけでありま。

○榑崎委員 長官、ごまかされると困
るのですがね。先ほど私も申し上げてお
りますように、滑走路を中心にして考へ
れば、安全のためでない拡張はほとん
どないでしょう。しかも三十二年度の
いきさつを私がこんなにくどく言つて
おるのは、今回は進入灯の設置の用地
買収かもしれないけれども、三十二年

度のいきさつから考へると、明らかに
滑走路の延長であり拡張でしょう。た
また三十二年度にも買収をしておつ
たので、標識灯を作るのが、オーバ
ランを作られておるから、すでにその
分については滑走路の拡張が今回は形
式的には表面に上がつてこない。しか
し内容は滑走路の拡張です。それで
しょう。だから安全施設のためである
からということで問題をすりかえては
困ると私は思ふ。これはもう皆さん方
が幾らどういふ御答弁をなさつても事
実として、私は弁解の余地はないと思
ふのです。そこでどういふ拡張をなさ
るときに、閣議の決定というものはど
ういふ時期を選んでなさるのか、ちよつ
とその辺を御説明いただきたい。

○林(一)政府委員 土地所有者の大方
の御了解を得、また地元の方々の大方
の御了解を得まして、その上で閣議の
了解を得るということでありま。

○榑崎委員 今回の拡張の分について
は、何月何日の閣議で決定をされた
か、明らかにしてもらいたい。

○林(一)政府委員 八月十八日の閣議
決定であつたと思ひます。

○榑崎委員 今長官の御説明によりま
すと、大体土地所有者の了解と地元の
大方の了解があつた時期に閣議決定を
されるという御説明です。ところが御
承知の通り現在拡張地に含まれておる
土地所有者は、拡張されようと思はれ
ると、現にその土地はもう使えないか
ら、政府の方で補償するなり、あるいは
買い上げてもらいたいという希望を
持つておつたわけです。買い上げても
らうことが、あるいは補償してもらふ
ことが真意であつて、拡張に賛成とい
うことには結びつかないのです。従つ

て地元所有者の大体の了解は得られて
おるでしょう。しかしそのほかのい
わゆる福岡市民の、市議会なり移転促
進協議会の了解は全然取りつけてな
い。そういう段階でどうして閣議決定
されたのですか。あるいはその閣議に
参加された調達庁の役人の方の、もう
そういう了解を得ておるといふ誤つた
報告によつて、閣議決定をされたので
はないですか。その辺の事情をはつき
りしてもらいたい。

○林(一)政府委員 私どもは今回の交
渉につきましても、土地所有者の方々
の御了解はもちろん、地元の方々の話
局あるいは福岡市の代表の方々の話
し合いもいたしまして、御理解を得た
ということ、手続を進めたわけでご
ざいます。あるいはその御理解を十分
得なかつたというおしかりをこうむ
るかと存じますが、私どもの考えでは、
大体一応の御了解を得た、御理解を得
たというふうなことで手続を進めた次
第でござい。

○榑崎委員 それは全然間違ひです。
その後の経過ではつきりしておるは
ずです。長官、それをお聞きになりませ
んでしたか。市議会の代表もあるいは
移転促進協議会の代表も全然了解を
与えていない。なぜならば、本来陳情
をし、請願を続けられておつた移転の問
題には全然誠意を示さずに、この拡張
問題だけを中心に持つてこられてお
る。そういうやり方について市議会も
移転促進協議会も非常に不満を持つて
おる。事実と反するわけです。

○林(一)政府委員 その後いろいろお
話を聞きまして、御理解を得るのが十
分でなかつたということはよくわかり
ました。今後この問題につきましても

さらに重ねて御相談を申し上げまし
て、十分の御了解をいただきたい、こ
ういふふうに考へております。

○榑崎委員 それでは誤つた報告に
よつて閣議決定が行なわれておるか
ら、これは当然この閣議決定を取り
消さなければいかぬ。今長官がおつ
しやつたような了解を實際は得てい
なかつた。得ておるといふ報告に基づ
いて閣議決定がなされているので、実
際にはそういう了解は与えられていない
だから、その旨をもう一度閣議に持
出して、八月十八日の閣議決定は事
態がはつきりするまで取り消してもら
う、閣議決定は白紙に返すべきであ
る、私はそう思ひます。その点につ
いて長官の御答弁を願ひます。

○林(一)政府委員 御理解をいただ
くことが十分でなかつた、こういうふう
にも考へますが、一応御理解を得たと
心得まして閣議決定をいたしましたのであ
ります。従ひまして不十分な点もござ
いますので、今後十分御相談申し上げ
まして十分の御理解をいただきたい、
こういうふうに私も考へております。

○榑崎委員 十分ではなかつたとい
ふに長官は問題をすりかえられ
るが、市議会も移転促進協議会も全然了
解を与えていないのですよ。不十分
じゃないのです。全然与えていないの
です。従つて閣議決定は白紙に返すべ
きだ。今長官がおつしやつたように、
いろいろ今後努力を重ねて、問題が
はつきりしてくるまでは、誤れる報告
に基づいた閣議決定ですから、当然そ
の旨をもう一度報告をして、閣議決定
を白紙に返すことが、私は筋の通つた
話であると思ひますが、重ねてその

点のお考えをはつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○林(一)政府委員 同じようなことを繰り返してまことに恐縮なんです、私どもはある程度の御理解を得たもの、こういうふうに心得てやったわけです。さらに十分に御相談申し上げまして御理解をいただきたいと思ひます。それで一つ御了承願ひたいと思ひます。

○榑崎委員 そういふ肩をたたいて話すよりなわけにいかぬのです。これは重大問題なのだから。福岡市議会なり移転促進協議会が了解を与えていないという事実はお認めになりますか。

○林(一)政府委員 促進協議会というものの全員の御集まりを願つて御理解をいただいたという事は聞いておりませんが、相当の方々のお集まりをいただいで説明申し上げて、御理解をいただいた。またその前にも福岡市当局あるいは県当局には十分相談しまして御理解をいただいた、こういうふうに考えております。

○榑崎委員 移転促進協議会の人も集まってもらつて話をしたとおっしゃるが、あのときの話は説明会であつて、説明して、言ひっぱなしで歸つてもらつておるはずで、それを了解を得たんです、そういうばかな話がありましか。もしそうなら、この問題をはつきりさせましよう。そういうことでこのうり基地拡張を進められるのはもつてのほかだ。言ひっぱなしでやるというよりなこと、そういう態度では困ると思ひます。この点は一つはつきりして下さい。あのときは單なる説明のしつぱなしであつて、了解もへちまも、そういう問題じゃないのです。全

然了解を与えていない。これをはつきりして下さい。

○林(一)政府委員 私どもは市当局、県当局並びに代表の方々の一応の御了解を得たといふふうに考えて手続を進めたのでございまして、先日市当局の方々あるいは市議員の方が大ぜい来られまして、あの点についてはもう少し相談してくれというより陳情もありましたので、今後はその御要望に従ひまして、あの問題についてはさらに御相談を申し上げて参りたい、こういうふうに考えております。

○榑崎委員 そうしますと問題ははつきりしてくるのです。間違ひの報告によつて閣議決定がなされたのですが、この八月十八日の閣議決定はそのままで押し通すという意味ですか。ほかの説明は要らぬのです。どうなのか。その点、一言でいいから、長官のお考えをお聞かせください。

○林(一)政府委員 私どもの考えは、閣議決定はこのままにしておいていただいて、十分に話し合ひを進めて参りたい、こういうふうにお願ひしておるわけです。

○榑崎委員 そういふやり方ではほんとうに住民の協力は得られません。これは板付に限らず、日本人の権利義務の關係が非常にやこしいこの基地問題で、そのようなお考えで今後この基地問題を扱つていかれるということ、私はこれは大へんな間違ひであると思ひます。今度新しく長官になられたのですから、いろいろおわかりになられた点もあるかと思ひますけれども、長官がそういうお考えでは、私どもは困ると思ひます。これは御同意を得られませんが、今後とも地元と国との關係

でこれは十分協議が続けられると思ひますから、この点は非常に不満足であるといふことを表明をして、次に進みたいと思ひます。

今のような調達のやり方でいくと、とにかくいゆる地元關係者の了解がどうしても得られなくても、これは計画通りやるのだ。三月三日に提供された資料によりますと、結局買取も第四・四半期の当初において全部これを完了するという予定のようです。あなたの方の今のスケジュールからいくと、実際にその事情変更といひますか、工事に着手されるのは大体いつごろになるのですか。

○沼尻政府委員 軍側としてはできるだけ早く着手したい、このように申し上げております。

○榑崎委員 そういふふうのような答弁では困るのです。大体いつごろなのかと言つておるのです。それにできるだけ早くとはどういふことですか。できるだけ早くといふのは、あなたの方が工事に取つかれる条件が完了して後という意味なのですか。長官がおつちやつておるような、地元關係者の了解が完全について後すみやかにという意味なんですか。

○沼尻政府委員 軍側としてはできるだけ早く着手したいわけでございますが、私たちがしてはいろいろな福岡市との關係もあり、円滑な形でこの問題を処理したいというよりなこと、もう少し待つてほしいといふことで話をしておるわけでありまして。

○榑崎委員 そうしますと結局地元關係者の完全な了解が取りつけられるまでは、調達庁としては米軍をして着工をさせないといふ方針なのかどうか。

○沼尻政府委員 調達庁としては、軍側のそういう要望もございまして、このオーバランを千フィートふやし、さらに進入灯を設置することを實現してやることも必要だといふ点から、そういう点についてさらに地元の理解を深めまして、なるべく早い機会に地元の了解を得たいといふふうに考えております。

○榑崎委員 それは希望であり理想でしょう。だから私が言つておるのは、了解が得られるまで待つて待たれるのか、あるいは了解を得るについてはその期間にも限度があるといふふうにお考えなら、大体どのくらいまでは一生懸命にやつてみる、しかしこの時期では万やむを得ないのだといふふうにお考えなのか、その点をはつきりして下さいと言つておるのです。二つに一つでしよ。もし了解が得られるまで待つていつのだったら、それも時期としては明快です。もしそうでないならば、一応了解を取りつけるまでの時間についての最大許容期間があると思ひます。二つに一つです。どちらか、明快にしてもらいたい。

○林(一)政府委員 なるべく早く御理解をいただきまして、なるべく早く米軍に提供したい、こういうふうに考えております。

○榑崎委員 そういふ答弁では私はやめるわけにいかぬです。どうしてもう少し親切に答弁をしていただけないのでしよ。私の質問しておる趣旨がおわかりにならぬのですか。なるだけ早く了解を取りつけて早くかかりたい。では——ではと言つておるのです。では完全な了解が取りつけられるまで待たれるのか、待たれないのならばいつ

ごろまでは待つて、それをはつきりして下さいと言つておるのです。もうできるだけ早い期間とか、なるべくという答弁は要りません。私がお尋ねしておることについて具体的に答えていただきたい。具体的に答えられないなら答えられない、まだそういう具体的なことを考えていないならいいです。あるいは答えることが何かの理由でできないならいいです。理由を射た答弁をしてもらふと困るのです。

○林(一)政府委員 いつまでに取りかかるかといふようなことについては、この時期にはつきり申し上げられませんが、先ほどから申し上げておるようには、御理解を十分いただきまして取りかかるということになるわけでありまして、一つこの際私ども大いに折衝しまして、御理解をいただいで、できますれば早く取りかかりたい、こういうふうにお考えをしております。時期の方は申し上げられませんが。

○榑崎委員 それでは工事着工の時期は聞かぬことにしまして、答えられないとおっしゃるから、では問題を変えて、地元の了解を得るのに、大体どのくらいかかると思つていらつしやいますか。

○林(一)政府委員 これは御相談でございまして、相手が早く御納得あるいは御理解をいただけるなら早くいくのでございまして。私どもはこの際なるべく早く、できるなら本年じゅうくらいまでには御理解をいただいで進めたいといふふうに考えております。

○榑崎委員 問題がやつと明確になつて参りました。大体今年じゅうには地元

の了解も取りつけない、長官の御答弁の通り、それは明確になりました。それはいいでしょう。

次に、先ほどから部長なり長官、板付がほんとうに福岡市のどまん中にあって、大へん迷惑をかけておるといふことについては、再三御答弁をいただいておる。それほど福岡市民はあらゆる問題で迷惑をこうむっておるわけだ。そしてまた長官は、私どももいろいろ移転促進協議会からの、あるいは市議会の方からの決議の内容について努力をして参りましたけれども、移転という問題についてはなかなかむずかしいという御答弁もいただきましたが、いろいろ陳情なり請願について努力をしたがという、その努力の内容なものです。私どもとしては、もう何年も前から、どのくらい福岡市民に迷惑をかけておるか、具体的な科学的な調査の内容が私は必要であらうと思う。それが明確になつてくれば、このぐらゐならまあいいだろう、しかしこれでは悪いだらう。たとえば騒音からいくと百三十ホーン以上は鼓膜が破れるとかなんとかいふことを私は聞きましただけども、いろいろ限度があると思うのです。そういう調査をすることが、やはり具体的に福岡市民の要望にこたえる調達庁の態度でなくてはならぬ、長官の御答弁の内容というものはそういうものでなくちゃならぬと思うのです。ところがここ二、三年来、福岡市からこの調査のことについて、再三具体的に予算上もお願いを申し上げておるわけです。それが今までは十分なる措置が、調査費の点についてとられなかつた。これは今後どのようにお考えになるか、長官の決意のほどを一つ。

○林(一)政府委員 周辺の方々に非常に被害を与えて御迷惑をかけておりますので、その調査をいたしておるわけでありませう。御承知のように騒音が人体に与える被害、これにつきましても三十六年度におきまして、板付の基地でこの騒音の被害状況の実態調査、これを兼ねた騒音分布調査を行なつておるわけでありませう。これはこまかく申し上げますと、航空機の騒音を滑走路を中心として三十四地点で測定して、飛行場周辺地区の騒音の分布調査をするというところが目的でありました。このような人体に与える被害の調査につきましては、今後十分考慮しまして進めて参りたい、こういうふうに考えております。また家畜——鶏も含めまして、こういうものに与える影響につきましても、本年度は予算を計上しまして調査を実施しておるわけでありませう。来年度も、できませうならば何らかの調査費をいたしまして、調査を継続したい、こういうふうに考えております。

○橋崎委員 御答弁が明確であれば早く済むのですけれども、非常に時間をとつて恐縮ですが、もうあと少しです。調達庁のお考えの中に、これは陳情なり請願に行つたときに、言葉の端々で地元では非常に心配をしておることがある。基地拡張の反対運動を盛んにすれば、補償の方はあまりよくない、きませんぞというふうなニュアンスを持つた態度なり、あるいは答へ方をされる。それからまた国会でいろいろ質疑応答をやつておられるけれども、そういう内容に一々調達庁が責任を負ひませんと暴言を吐いた人がおられるわけですが、今の

基地拡張反対運動をやれば補償の問題はあまりよくない、これは私は間違ひであると思う。この補償の問題と、基地が拡張したら困りますという陳情の運動なり反対の運動、それをこつちやにするような態度では調達庁はないと私は思うのですが、これは全然別個の問題で、反対の運動が盛んであれば盛んであるだけ、やはり受けておる被害が大きいからそういう運動が出てくるのである。従つて、補償の問題もそれに従つていへばおかしいですけれども、補償は補償で十分それだけに考えてやつていただかなければならぬと思つておるが、この点一つはつきりお答えをしておいていただかぬと、どうも地元では調達庁はそういう考えでおるらしいというふうなことを流す人たちがおるので、はつきりしていただきたいと思います。

○林(一)政府委員 反対が強いから、あるいは反対が弱いから、その補償金を多くするとか少なくするとかいうようなことは、全然考えたこともありませんし、申し上げたこともございませう。そういう点は一つ誤解のないようにお願ひいたします。

○橋崎委員 最後に、きよりの質問で明確になつた点を、大事な点だけ確認したいと思つたのですが、まず一番は、南の方に当然オーバーランの拡張が予想される、すでに米軍からもその希望が出ておるといふことが一つです。それから閣議決定の点については取り消すわけにはいかない、そういうお考え。そして今後の作業のスケジュールとしては、大体地元とのいろいろな交渉なり議会の賛成の取りつけをこしらへたいに完了したい。それから

ら拡張反対の運動と補償の問題は別であつて、板付についてはほかの基地と違つて、周辺住民の受けておる被害なり犠牲が非常に大きいので、今後とも十分措置をして参りたい。大体そういう御答弁を得たと思つておるが……。

○林(一)政府委員 そのうち一つの点、板付飛行場の南側の基地の拡張を予想しておるといふようなことでございませうが、私どもの考えは、南側についても米軍は、何と申しますか、進入灯設置の希望を持っておるといふことを先ほど申し上げたのでございませう、その他の点についてはおしやる通りであります。

○橋崎委員 さつきはそうじゃなかつたですよ。北側にもオーバーランを今度作るの、オーバーランといへば南の方が必要なんだ。それはお認めになつておる。そしてそういう希望も米軍から出ておる、それもはつきり言われたでしやう。ただ今のところでは、調達庁としては板付の条件を考へて、南の方にそういう米軍の希望があるけれども、今は受けてないといふか、それは困る、何とかほかにそれにかわるようなものがあればといつて、努力をしておる、その部長は言われたでしやう。南の方にオーバーランが必要だといふことは常識的にも考えられると言つたら、あなたは納得されておつたでしやう。それを常識的に必要と考へられるといふのを、常識的に予想されると、まあ言葉は変わったかも知れぬが、同じことです。しかも米軍からもその希望が出されておる、ただ今はペンディングしておる、こういうことでしやう。

○林(一)政府委員 ただいま申しましたように、南側につきましても私は進入灯の設置、こういうふうに申しましたが、やはりオーバーラン、これは同じ安全施設でございませうから、オーバーランの設置の希望が米側にある、これははつきり申しました。もちろんこれは先ほど米側が正式に申し上げたのは、これをかりに正式に向こうから申し入れがあつて、かりにこれをやるとしてしましても、これは地元の御了解を得なくてはできないことであるといふことを先ほど申し上げたのであります。

○橋崎委員 おかしいじゃないですか。北側も地元の子解がなくちゃやらぬと言ひなさるならわかるのですよ。北側の方は先ほどの答弁のようにあいまいな答弁をしておつて、南の方は御了解がなくちゃやらぬ。南も北も一緒のはずじゃないですか。一緒のはずでしやう。オーバーランを作れば、オーバーランのほかに当然方向指示器なり標識灯が要る。わかり切つた話じゃないですか。すでに南側について延長は七千坪といふことが一応の想定として持たれておるわけではしやう。その辺はそうごまかさないうで、はつきりしてもらふと困ります。

○沼尻政府委員 南側につきましても米側としては、できたらオーバーランを作りたいという希望は持つておることとはいろいろな話の過程で、私たちが事務的な交渉をする場合に、北側との話の關係や何かでそういう話も出ますけれども、私たちとしてはこの板付飛行場という事情を話して、そういうことを要求されても、現在においてそれを直ちに実現し得るような見通しが北

側だけでもおたおたしておりますので、これは福岡市民との利害というふうなことを考えてはいたかぬというところで、そういう希望というものが米側にはある、ただそれを私たちはまだ予想をするということはしてはいないということでございます。

○橋崎委員 安全のために言うて今までずっと拡張してこられたでしょう。また安全のために言うてやるのじゃありませんか。もし南側についてそれだけの配慮があるならば、どうして北側についても同じような配慮をせぬのですか。おかしいじゃないですか。一応あなた方が考えているのは、北側をまず片づけて、そうして南側に取いかかるということでしょう。今の段階では北側も片づけたもんだしてあるので、まずこれを片づけて、当然安全のために必要であるオーバランと、それに伴う方向指示器なり、標識灯なり、進入灯を作る、これは常識として当然のことですよ。それでは絶対やりません。絶対南の方には作らないのです。われわれの常識として、またあなた方が過去なさってきた板付の基地に対する一連の拡張のあなた方の態度からすれば、その答えは当然出てくる。北側だけオーバランを作って、進入灯をその先に作って、南側は何もせぬでいいということはないじゃないですか。現に三十二年度のときも、北側に標識灯、南側に方向指示器を作るために用地を買収したでしょう。それはごまかしである。滑走路を拡張するために本来は買っておった。それを滑走路の延長といえは住民が反対するか、一応方向指示器なり標識灯を設置するという理由で、安全施設を作ると

いう理由で、三十二年度は南北両端に四万坪買った。買った以上はもうそのままにして、すぐその用地は滑走路の延長になりましたよ。そうして来たるべき機会をねらっておる。それが三十六年、今年度の拡張です。そういうごまかしをやってもらったら困ります。その点ははっきりして下さい。当然予想されるでしょう。

○沼尻政府委員 軍側はそういう希望がございしますが、調達庁としては北側だけで済ませたいというふうに考えております。

○橋崎委員 くだく言いません。もう南側は調達庁自身によって拡張要望が出て承知をしない、そういうふうに受け取っていいですね。

○沼尻政府委員 これはやはり条約とかそういうことを考えなければなりません。私が、私たちとしてはこれまでこの板付の特殊事情というよりなものを話しまして、南側の方は正式に出されても、その処理が非常にむずかしいというところで話をしておるわけでございます。

○橋崎委員 とにかくそういう御答弁では、私どもとしては納得するわけにいきません。今後の調達庁のやり方が、きより答弁なさった通りであるか、事実をもつて私どもは見えて参りました。このように思ひわけです。

以上をもつて質問を終わります。

○中島委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

内閣委員会議録第三号中正誤

ページ	行	誤	正
二二	八	島に帰る	島に帰る
四二	三	ブラバ	プロバ
七四	三	上げまた	上げました
八一	七	特殊事業	特殊事情
九三	九	建前	建前を
九三	七	こは	これは
二二	七	関料	関係資料